

国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ（第 39 回）

平成 27 年 4 月 9 日（木）午後 4 時
日本証券業協会 第 1 会議室

議 題

1. T + 1 化実施目標時期等に関する調査の実施について
2. その他

以 上

国債の決済期間の短縮化に関する検討WG（第38回）（書面）への御意見について

平成 27 年 4 月 9 日

国債の決済期間の短縮化に関する検討WG（第38回）の議題（T+1化実施目標時期等に関する調査の実施）に関して、WGメンバーより、以下のとおり、意見が寄せられた。

項番	御意見など
1	<p>「3. 銘柄後決め方式 GC レポ取引の市場規模」につきまして、恐縮ではございますが、短縮化後の見通しについては現時点での確度は非常に低いと言わざるを得ず、またお客様との間で決めていくものですので、意味のある数字をお出しできるかは疑問です。例えば自社としての希望はどこにあるか、もしくは何割が先決め（もしくは後決め）になると想定しているか、などの質問でもよいかと存じます。こちらの質問を簡素化することで、回答者の負担も大幅に軽減できるかと思っておりますので、ご検討お願い致します。</p>
2	<p>3. 銘柄後決め方式 GC レポ取引の市場規模 (1) ①-1 国債レポ取引の残高（2015年3月末残） ○ GC レポ取引の市場規模調査であるため、表右半分の「SC レポ」は必要ないと思われます。 ①-2 見通し<短縮後> ○ 具体的な時期の記載が必要（例：2018年6月末など）。 ○ 表右上の単位は、「億円」ではなく、「割合（%）」が良いと思われます。 — 国債市場全体の規模がわからないため、具体的な額面（億円）を記載するのは難しい。 ○ 表左半分最下段における「うち疑似ターム」は必要ない。 — こうした取引が基本的に不要になることは同意致します。 ②-1, 2、③-1, 2 の新規約定件数、新規成約高 ○ ①の残高調査のみで十分であり、月間累計の件数、成約高は聞く必要はない。 — 回答者の負担が大きくなってしまふことは避けていただきたい。</p>

項番	御意見など
3	<p>① 「2. レポ取引の新現先方式への移行について」 まず始めに、現時点での新現先取引を行っているか否かについて質問し、その後に新現先の移行への対応要否について質問してはどうでしょうか。 (そもそも新現先対応が出来ていない先、ついてない先によりどう対応が異なるかを、見極めるため)</p> <p>② 「3. (1) レポ取引の現状と見通し」について、 <短縮化後>とは短縮化後どれくらい経過してからの見通しなのか、具体的に記載したほうが良いと考えます。 ※たとえば、「6 カ月後」等。回答者の捉え方によって、回答内容が変わってくる可能性があります。 もしくは、見通しの前提・理由を記載する欄を設けるのも一案です。</p>
4	<p>① T+1 化実施目標時期に関する自由記載欄の追加 (意見) 調査 (案) 「1. T+1 化実施時期について」 (2) では、調査対象先が現時点で判断する限り、総合運転試験実施までに間に合わないと考えられる場合、回答欄に回答を記入する建て付けであるが、間に合うと考える場合でも調査対象先が留意している事項等を記載できるよう自由記載欄の追加をお願いしたい。</p> <p>② 決済代行の数字について (質問等) 「3. 銘柄後決め方式 G C レポ取引の市場規模」 (1) で、決済代行として受託している数値を回答する必要があるか (弊庫の場合、系統代行決済分の数値)。必要がある場合、別途回答枠を設けていただきたい。</p>
5	<p>■質問「1. (2) ①」について <意見> 本アンケートの対象となる市場参加者が、総合運転試験の実施までに T+1 化対応が間に合うのか間に合わないのかを判断した回答をワーキングとして得るためには、個社対応の前提となるインフラ側 (J S C C ・保振等) の対応 (制度要綱等の完成、公表時期等) や市場慣行を含む制度整備等の諸条件について、具体的に何が、いつまでに、どういったレベルで必要なのか、確認すべきと考えます。 (目標時期設定後の進捗確認や見直し等の検討・判断等を行うに際しても有用と考えます)</p> <p><追加すべき質問例> 「御社 (御行・御庫) が、総合運転試験の実施までに T+1 対応を間に合わせるために必要なインフラ側の対応や市場環境を含む制</p>

項番	御意見など
	<p>度整備等について、何が、いつまでに、どういったレベル感で必要となるか、具体的にご回答ください。」</p> <p>■質問「1.(2)③」について</p> <p><意見></p> <p>実施目標時期設定においては、総合運転試験の内容や実施期間も想定する必要があります。特にT+1化では、単純に決済期間が1日短縮されるだけでなく、銘柄後決め方式の新規採用や、取引形態の新現先方式への統一など、前例のない大規模な総合運転試験になるものと想定されます。しがたって総合運転試験に係る要望・質問・懸念点についても、本調査にて市場関係者に幅広くヒアリングを行い、現状の課題認識等を確認すべきと考えます。</p> <p><追加すべき質問例></p> <p>「御社（御行・御庫）や市場関係者全体において、総合運転試験に係る要望・質問・懸念点等がございましたら、具体的にお聞かせ下さい。」</p> <p>■質問「3.(3)」</p> <p><意見></p> <p>パターンDとして、CCPを利用できない市場関係者は相応に存在し、市場規模・市場形成に係る課題・ニーズ等を把握する必要があるとも考えられますので、パターンB、Cのみならず、パターンDについても、同様の質問を追加すべきと考えます。</p> <p><追加すべき質問例></p> <p>「現在CCPを利用していないGCレポ取引で、今後もCCPの取引が見込まれないケースがある場合、どういうケースが考えられるでしょうか。またCCPを利用しない取引についてご意向（想定）の有無等をお聞かせください。（ないと想定する場合は無回答で構いません）」</p>

以 上

未定稿

資料 2
(WG 後修正版)

T+1 化実施目標時期等に関する調査

国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ (WG) 事務局では、「国債取引の決済期間の短縮 (T+1) 化に向けたグランドデザイン」(グランドデザイン) における方針¹を踏まえ、国債取引件数の多い市場参加者や、市場インフラ及びシステムベンダーへのヒアリングを行い、T+1 化に係る各社の大まかな開発スケジュールの把握に努めて参りました。

この度、事務局では、上記ヒアリングを踏まえ、T+1 化実現に向けた想定スケジュール (案) を取りまとめました (資料①)。この案では、市場関係者は所要のシステム開発を 2017 年夏頃までに終え、十分な総合運転試験期間を設けた上で T+1 化を実施することを想定しています。事務局では、このスケジュール案が、より幅広い市場参加者にとっても対応可能なものか検証の上、T+1 化実施目標時期の検討を行いたいと考えております。つきましては、市場参加者の皆様のフィージビリティや対応負担等を把握させていただくため、別紙の通り調査を実施することとしました。

また、WG では、グランドデザインにおいて継続検討事項とされた項目について検討を進めています。特に、T+1 化実施目標時期の策定に当たって重要と考えられる T+1 化後の市場慣行、銘柄後決めレポ取引のバスケットの内容、新現先方式への移行方針については、重点的に検討を進めて参りました (資料②～④)。

この間、銘柄後決めレポ取引に関しては、その市場規模を把握し、市場全体で移行方針について足並みをそろえる必要があるとのご意見も寄せられていますので、銘柄後決めレポ取引に関する見通しについても、本調査でお伺いすることとしました。

本調査にお答えいただいた内容は、国債の決済期間の短縮化に関する検討以外の目的での利用はいたしません (本調査の結果について、皆様へ還元する際には、全体の合計値のみを開示することとし、個社の数値については社名を伏せる方法によっても開示しません)。なお、本調査にお答えいただいた内容につきましては、WG 事務局で共有させていただく場合がございますので、念のため申し添えます。

以 上

¹ グランドデザインでは、T+1 化の具体的な実施時期の目標に関し、「市場インフラにおける基本要件を踏まえたシステム開発及びテストスケジュール並びに市場参加者側におけるアウトライト取引及び S C レポ取引の対応も含めた対応負担・システム開発及びテストスケジュールの整合性を考慮し、市場参加者と市場インフラを交えた総合テストのスケジュールを設定しつつ、実施目標時期を定める」とされています (グランドデザイン、p.70)。

(添付資料)

- ① 現時点で考えられる T+1 化実施までのスケジュール (案)
- ② 国債の即時グロス決済に関するガイドライン (T+1 化対応版)、ポスト・トレード指針(旧フロント照合指針・旧相対ネットティング指針。T+1 化対応版)
- ③ 銘柄後決めレポ取引におけるバスケットについて
- ④ 新現先取引への対応時期に関する考え方について

(参考資料)

- 国債取引の決済期間の短縮 (T+1) 化に向けたグランドデザイン
http://market.jsda.or.jp/shiraberu/saiken/kessai/jgb_kentou/files/20141126_grand-design.pdf
- JSCC・銘柄後決めレポ取引の清算業務に係る制度要綱案
http://www.jscc.co.jp/data/jp/2014/11/Outlines-of-Subsequent-Collateral-Allocation-Repos-Clearing_J.pdf

別紙

1. T+1 化実施目標時期について

(1) T+1 化に際し、御社（御行・御庫）のシステム対応の要否をご回答ください。

(該当する又は該当する可能性のある箇所に○を記す。複数回答可)

<input type="checkbox"/>	アウトライイト取引及びSCレポ取引のT+1化に向けたポストトレード事務のSTP化に係るシステム改修・開発
<input type="checkbox"/>	GCレポ取引のT+0化（銘柄後決め方式GCレポ取引の導入）に係るシステム開発
<small>(コメント等あればご記入ください)</small>	

コメント [A1]:
コメント欄を追加

(2) 現在、事務局では、市場関係者は所要のシステム開発を2017年夏頃までに終え、必要に応じ各市場インフラとの個別の接続テスト等を実施した後に、市場関係者全体として総合運転試験を実施することを想定しています（資料①）。この総合運転試験においては、新しい取引スキームとなる銘柄後決め方式GCレポ取引のほか、アウトライイト取引及びSCレポ取引のT+1化の実効性についても一体的に検証することが考えられます。この場合、市場関係者においては、総合運転試験に臨む際に次の対応を終えている点に留意する必要があります。

- (i) 銘柄後決め方式GCレポ取引に係るシステム開発
(銘柄後決め方式GCレポ取引を利用する市場参加者)
- (ii) アウトライイト取引及びSCレポ取引のT+1化に向けた所要のシステム改修・事務体制の見直し（市場参加者全体）
- (iii) 新現先方式に基づくレポ取引の実施に向けた所要のシステム開発・事務体制等の整備（市場参加者全体）

上記に関して、以下の内容にご回答ください。

① 現時点で判断する限り、御社（御行・御庫）においてアウトライイト取引及びSCレポ取引のT+1化対応が総合運転試験の実施までに間に合わないと考えられる場合、その理由は何でしょうか。解決に向けて御社内で検討されていることはありますか。また、その解決策に関してWGとして対応が必要なことはありますか。

- ② 現時点で判断する限り、御社（御行・御庫）において銘柄後決め方式 GC レポ取引の導入に向けた対応が総合運転試験までに間に合わないと考えられる場合、その理由は何でしょうか。解決に向けて御社内で検討されていることはありますか。また、その解決策に関して WG として対応が必要なことはありますか。

--

- ③ 各種接続試験までに所要のシステム開発及び事務体制の整備を終える観点から、御社（御行・御庫）が留意されている点や、その後の総合運転試験を円滑に実施するに当たって留意すべき点等があれば、差支えのない範囲でご回答ください。また、そうした留意点に関して、WG として対応が必要なことはありますか。

--

2. レポ取引の新現先方式への移行について

- (1) 御社（御行・御庫）の新現先方式のレポ取引の実績についてご回答ください。

(該当箇所には○を記す。)

<input type="checkbox"/>	2014 年度に新現先方式の SC レポ取引又は GC レポ取引の実績がある
<input type="checkbox"/>	2014 年度に新現先方式の SC レポ取引又は GC レポ取引の実績がない
(コメント等あればご記入ください)	

コメント [A2]:
コメント欄を追加

(2) SC レポ取引及び銘柄先決め方式 GC レポ取引の新現先方式への移行について、御社（御行・御庫）の対応の要否をご回答ください。

(該当する又は該当する可能性がある箇所に○を記す。複数回答可)

<input type="checkbox"/>	システムの手当て
<input type="checkbox"/>	契約変更及び社内規程等の事務マニュアルの整備
<input type="checkbox"/>	その他（内容は下のコメント欄にご記入ください）
(コメント等あればご記入ください)	

コメント [A3]:
コメント欄を追加

(3) 銘柄後決め方式 GC レポ取引は新現先方式のみとなるため、既存の GC レポ取引の多くは、銘柄後決め GC レポ清算・銘柄割当システムのサービス提供開始日より、銘柄後決め方式 GC レポ取引に移行するとともに、新現先方式へ切り替えることが想定されています。他方、銘柄後決め方式 GC レポ取引以外のレポ取引（SC レポ取引・銘柄先決め方式 GC レポ取引）についても、同日より新規約定分を新現先方式とするとともに、対応可能な場合は、事前に切替えることが期待されています（資料④）。

御社（御行・御庫）が銘柄後決め方式 GC レポ取引以外を新現先方式へ移行する時期について、現時点での予定をご回答ください。

(該当箇所に○を記す)

<input type="checkbox"/>	T+1 化前	→	想定時期	
<input type="checkbox"/>	T+1 化と同時			
<input type="checkbox"/>	それ以外	→	理由・想定時期	

(4) 新現先方式への円滑な移行をはかるため、市場関係者が工夫すべき点がありましたら、ご教示下さい。

3. 銘柄後決め方式 GC レポ取引の市場規模

コメント [A4]:

グランドデザイン後の検討経緯等を追記

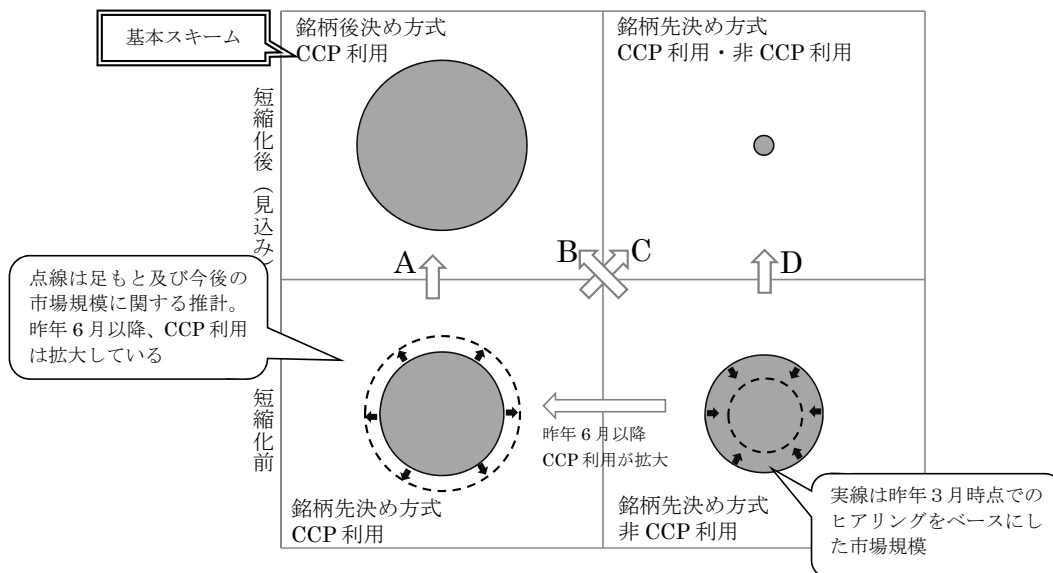
グランドデザインにおいては、昨年 3 月から 4 月にかけて、野村総合研究所及び WG 事務局が GC レポ取引の多い市場参加者の方々にお伺いした内容に基づき、現在 CCP を利用している GC レポ取引は、基本的に銘柄後決め方式 GC レポ取引 (CCP 利用) に移行すると想定しています (次頁図表パターン A)。さらに、昨年 6 月の信託銀行の CCP 参加とその後の CCP 利用促進を踏まえ、決済期間短縮化後は、銘柄後決め方式 GC レポ取引 (CCP 利用) が GC レポ市場の中心的な取引方式となると想定し、GC レポ取引については CCP 利用の市場インフラ整備を基本とし、非 CCP 利用の GC レポ取引を円滑に行う方法について更に検討することとしています (グランドデザイン p.40~41 参照)。

グランドデザイン公表後に WG 事務局が主要な市場関係者で行った意見交換を通じ、決済期間短縮化後も非 CCP 利用が継続される GC レポ取引については、現在 T+2 で決済されている GC レポ取引は T+1 決済に移行しつつも銘柄先決め方式による取引が継続される方向であること、現在 T+1 で決済され、決済期間短縮化後は T+0 決済に移行することが想定される GC レポ取引 (非 CCP 利用) については、取引量は限定的であるとの認識に至っております。このような状況において、銘柄後決め方式 GC レポ取引 (CCP 利用) の市場インフラ構築とは別に、T+0 GC レポ取引 (非 CCP 利用) のための市場インフラの構築を市場全体の取り組みとしてはかることは (コスト面も踏まえると) 対応困難との認識に至っております。決済期間短縮化後も限定的に残る可能性がある T+0 の銘柄先決め方式 GC レポ取引 (非 CCP 利用) については、今後、市場参加者における取引スキーム・取引慣行の検討を通じ整備されることが必要と考えられます。

グランドデザイン及びその後の上記検討状況、WG 検討会 (フロント・バック) における検討結果 (資料①~④) 等を踏まえ、御社 (御行・御庫) における銘柄後決め方式 GC レポ取引市場への参加見通しに関し、以下の内容についてお答えください。

(A~D のパターンについては次頁図表ご参照)

(図表) 決済期間短縮化後の GC レポ市場の取引方式の分布イメージ



(注) 2014年3~4月時点のNRI及びWG事務局によるヒアリングを基に作成。

- パターン A : 短縮化前に CCP を利用している GC レポ取引のうち、短縮化を機に銘柄後決め方式 GC レポ取引に移行する取引
- パターン B : 短縮化前に CCP を利用していない GC レポ取引のうち、短縮化を機に銘柄後決め方式 GC レポ取引に移行する取引
- パターン C : 短縮化前に CCP を利用している GC レポ取引のうち、短縮化後に銘柄先決め方式 GC レポ取引 (CCP 利用または非 CCP 利用) として残る取引
- パターン D : 短縮化前に CCP を利用していない GC レポ取引のうち、短縮化後に銘柄先決め方式 GC レポ取引 (CCP 利用または非 CCP 利用) として残る取引

(1) 御社（御行・御庫）のレポ取引の現状と見通しについてご回答ください。

①-1 国債レポ取引の残高（2015年3月末残）

単位：上段 億円（単位未満四捨五入）、下段 %

	GC レポ		(回答例)	
	円資金運用	円資金調達	円資金運用	円資金調達
合計 (注1)			1,100	1,400
	(%)	(%)	(44%)	(56%)
うち CCP 経由 (注2)			800	750
	(%)	(%)	(32%)	(30%)
うち翌日物			950	890
	(%)	(%)	(38%)	(35.6%)
うち実質的にターム物とした取引 (注3)			750	200
	(%)	(%)	(30%)	(8%)

(注1) 金額は、額面ベース。割合は、円資金運用と円資金調達の合計が 100%となるように、%で記載。CCP 経由と翌日物の割合については、運用及び調達の取引残高合計を母数とした割合をそれぞれ%で記載。以下、(1)において同じ。

条件付売買取引及び現金担保付貸借取引のうち、日本銀行の国債現先オペ及び国債補完供給を除いた取引。

個別契約上、月末日において、取引実行日（スタート日）が到来し、取引決済日（エンド日）が未到来の取引を計上（日証協「債券貸借取引残高等状況」及び「公社債投資家別条件付売買（現先）月末残高」と同様）。

スタート取引に係る受渡・決済のフェイルは、集計対象とし、エンド取引に係る受渡・決済のフェイルが月末日を越えるものは集計対象外。

サブスティテューションの取引は集計対象外。

以下、(1)において同じ。

(注2) 日本証券クリアリング機構経由の取引（ネットティング前ベース）。以下、(1)において同じ。

(注3) 実質的にはターム取引であるが、翌日物取引をロールさせる形で約定を行う取引。以下、(1)において同じ。

①-2 国債レポ取引の残高の見通しく短縮化から半年後>

- 金額(億円)の記載が難しい場合は、御社の取引量が現状(=①-1)と同等であることを前提に、%の記載だけでも可

単位：上段 億円、下段 %

	円資金運用 ^(注1)		円資金調達 ^(注1)	
	後決め	先決め	後決め	先決め
	GCレポ ^(注3)	GCレポ ^(注4)	GCレポ ^(注3)	GCレポ ^(注4)
合計 ^(注2)	(%)	(%)	(%)	(%)
うち CCP 経由		(%)		(%)
うち翌日物 ^(注5)	(%)	(%)	(%)	(%)

(注1) 各項目の対象とする取引は①-1に同じ。

(注2) 金額は、額面ベース。割合は、点線枠内・太線枠内の項目の%については、それぞれ GC レポ市場の運用または調達の取引残高合計を母数とした場合の割合を記載(点線枠内の合計が 100%になるよう記入)。

(注3) パターン A 及び B に該当する取引。

(注4) パターン C 及び D に該当する取引。

(注5) 銘柄後決め方式 GC レポ取引については、前頁注3の①-1における「翌日物であるが実質的なターム取引」はターム物として取引されるため、資金運用/調達期間が真に ON と想定される分を記入。

<回答例>

	円資金運用 ^(注1)		円資金調達 ^(注1)	
	後決め	先決め	後決め	先決め
	GCレポ ^(注3)	GCレポ ^(注4)	GCレポ ^(注3)	GCレポ ^(注4)
合計 ^(注2)	(90%)	(10%)	(95%)	(5%)
うち CCP 経由		(7%)		(4%)
うち翌日物 ^(注5)	(60%)	(8%)	(70%)	(1%)

②-1 国債レポ取引の新規成約高（2015年3月、月間累計）

単位：上段 億円（単位未満四捨五入）、下段 %

	GCレポ		(回答例)	
	円資金運用	円資金調達	円資金運用	円資金調達
合計			22,000	28,000
	(%)	(%)	(44%)	(56%)
うち CCP 経由			16,000	15,000
	(%)	(%)	(32%)	(30%)
うち翌日物			19,000	17,800
	(%)	(%)	(38%)	(35.6%)
うち実質的にターム物とした取引			15,000	4,000
	(%)	(%)	(30%)	(8%)

(注) 各項目の対象とする取引は①-1に同じ。
月中に約定したものについて、約定ベースで額面により集計。

②-2 国債レポ取引の新規成約高の見通し<短縮化から半年後>（月間累計）

単位：上段 億円、下段 %

	円資金運用		円資金調達	
	後決め GCレポ	先決め GCレポ	後決め GCレポ	先決め GCレポ
合計				
	(%)	(%)	(%)	(%)
うち CCP 経由		(%)		(%)
うち翌日物		(%)		(%)
	(%)	(%)	(%)	(%)

(注) 各項目の対象とする取引は①-2に同じ。
月中に約定したものについて、約定ベースにより集計。

(2)

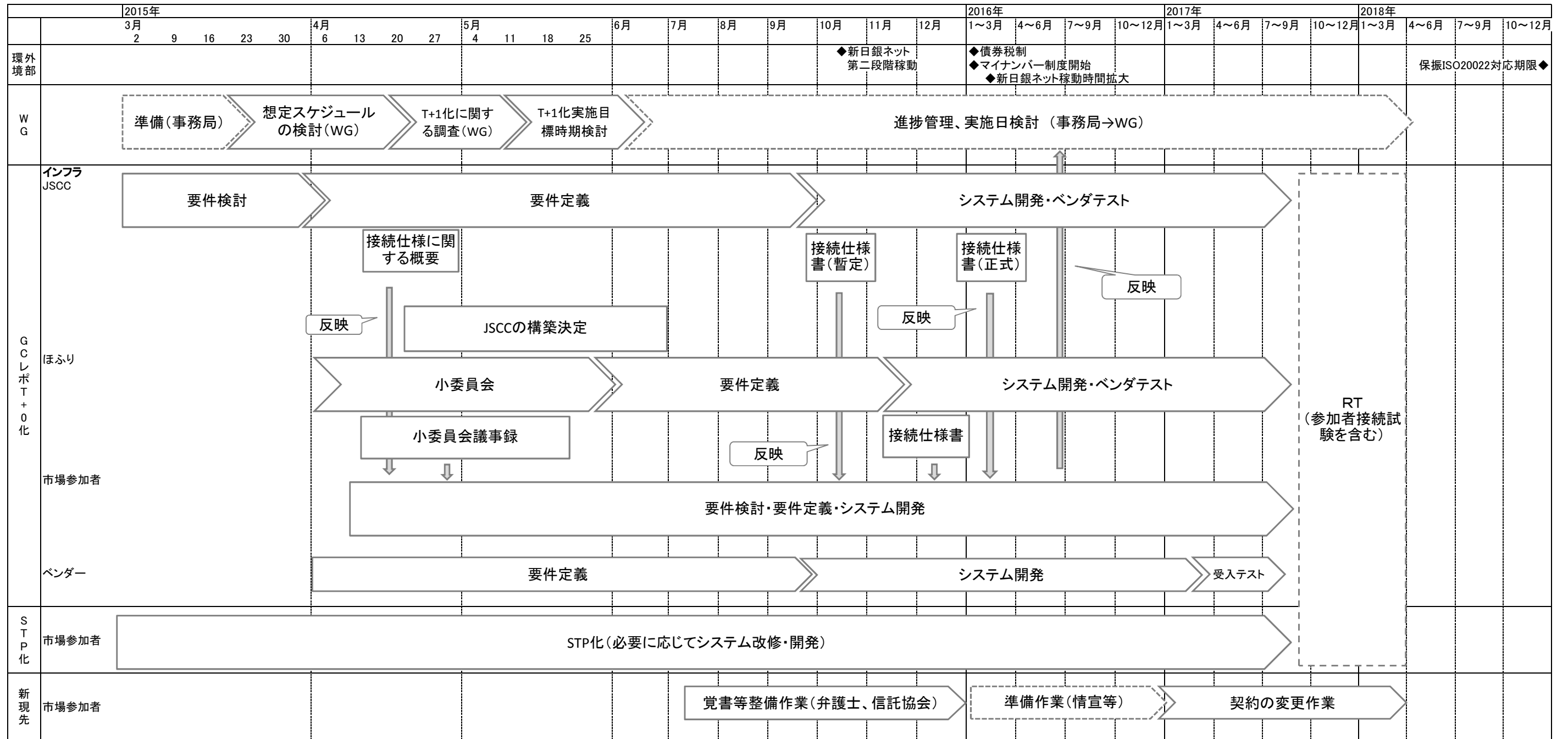
- ① CCP 利用取引で銘柄後決め方式 GC レポ取引に移行しない GC レポ取引（銘柄先決め方式である必要がある取引）（パターン C）及び CCP を利用していない取引で銘柄後決め方式 GC レポ取引に移行しない GC レポ取引（銘柄先決め方式である必要がある取引）（パターン D）があると想定される場合、どのようなケースが考えられるでしょうか（ないと想定する場合は無回答で構いません）。

- ② 上記①について、CCP 利用取引の銘柄後決め方式 GC レポ取引への移行に当たって制約となる課題を解決するために、何が考えられるでしょうか。

- (3) CCP を利用していない GC レポ取引で、T+1 化を機に銘柄後決め方式 GC レポ取引を開始すると見込まれるケース（パターン B）はあるでしょうか。

- (4) 銘柄後決め方式 GC レポ取引の円滑な導入をはかるため、市場関係者が工夫すべき点がありましたら、ご教示下さい。

以 上



留意点

総合運転試験の実施までに、試験参加予定者は以下の対応を終了させる必要がある。

- (i) 銘柄後決め方式GCLレポ取引にかかるシステム開発(銘柄後決め方式GCLレポ取引を利用する場合)
- (ii) アウトライト取引及びSCLレポ取引のT+1化のための所要のシステム改修・事務体制の見直し
- (iii) 新現先方式に基づくレポ取引を実施するための所要のシステム開発・事務体制等の整備

また、銘柄後決め方式GCLレポ取引のシステム開発に際しては、以下に留意する必要がある。

- (a) JSCCは後決めレポ取引に係るメッセージフォーマットとしてはISO20022を採用するため、後決めレポ取引に係るフォーマットはISO20022とする必要がある。
- (b) JSCCのISO20022対応は後決めレポ取引のためのシステム開発と一体的に行うことから、新システムはISO20022の対応期限である2018年末までに稼働させる必要がある。

* 日程と矢印の長さは仮置き

2018年の連休は次の通り:
5月3-6日(4連休)、7月14-16日(3連休)、9月15-17日(3連休)、9月22-24日(3連休)、10月6-8日(3連休)、11月23-25日(3連休)、12月22-24日(3連休)

国債の即時グロス決済に関するガイドライン (案)

平成〇年〇月〇日版

日本証券業協会

目 次

I. 総 論.....	1
1. 目 的.....	1
2. 実施時期.....	2
II. 決済の円滑化に関するガイドライン.....	3
1. 決済金額の小口化.....	3
(1) 日銀ネットにおける国債決済 1 件当たりの上限額面.....	3
(2) 上限額面超の取引の処理方法.....	3
(3) 決済金額小口化の対象外の取引.....	3
2. 決済のメッセージフロー等.....	3
(1) メッセージフロー.....	3
(2) 国債資金同時受渡依頼の取消し.....	3
3. カットオフ・タイム等の設定.....	4
(1) カットオフ・タイムの設定.....	4
(2) リバーサル・タイムの設定.....	4
4. 決済日における市場参加者の行動指針.....	4
(1) 決済日当日の午前中の行動指針.....	4
(2) 決済日当日の正午からカットオフ・タイムまでの行動指針.....	5
(3) 決済日当日のカットオフ・タイム後の行動指針.....	5
(4) コアタイム以外における決済について.....	5
5. 預り口等の決済の円滑化.....	5
(1) DVP 決済への移行.....	65
(2) 事務スキームの確認.....	65
(3) 国債系システムにおける記事欄の活用.....	6
(4) 国債系システムにおける取引 ID の活用.....	7
(5) 「取引の種類」の設定.....	7
(6) ISO20022 化対応フォーマットの利用項目の制限.....	87
6. 決済円滑化に係る留意事項.....	87
III. フェイルに関するガイドライン.....	109
1. フェイルの定義.....	109
2. フェイル解消の誠実努力義務.....	109
3. フェイルに関するガイドラインの前提.....	109
4. フェイル・コストに関する考え方.....	109
5. フェイルチャージの取扱い.....	1110
6. カットオフ・タイムの設定に係るフェイルの取扱い.....	1110
7. フェイル状態の解消前に利払い及び償還を迎えた場合の受払い処理.....	1110
IV. 二当事者間におけるネットィングに関するガイドライン.....	1211
1. 標準的なネットィング・スキーム.....	1312

(1) ネットティングの形態	1312
(2) 対象となる決済数量	1312
(3) 対象となる決済方法	1312
(4) 対象となる取引の約定照合時限.....	1312
(5) 対象となる取引種別	1312
(6) 対象となる国債の保有形態.....	1312
(7) 対象となる口座.....	1312
(8) ペア付けの方法.....	1312
(9) 受渡金額が同額である場合のネットティング効力の発生時限.....	1413
(10) 資金決済口座の指定.....	1413
2. 標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング.....	1413
3. 事務手続き	1514
(1) ペア付け及び順位付けの指図	1514
(2) ネットティングの照合通知	1615
(3) ネットティングの照合時限	1615
(4) 照合通知の送付方法	1615
(5) 照合通知の確認方法	1615
(6) 異議の通知.....	1615
(7) 照合部署	1615
4. 事前確認書及び事前通知書の参考様式並びに照合通知との関係.....	1615
5. 「バイラテラルのペイメント・ネットティング」以外のネットティングについて	1716

I. 総論

1. 目的

近年、金融取引に係る「決済リスク対策」の必要性が国際的な高まりを示すなか、わが国においては日本銀行が、平成 13 年 1 月 4 日に日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）における当座預金決済及び国債決済の即時グロス決済（Real Time Gross Settlement、以下「RTGS」という。）化を実施した。

国債決済の RTGS 化に伴い、市場参加者においては、従来とは全く異なる決済処理手続きへの移行及び決済事務の増加等に適切に対応する必要があると考えられることから、本協会では、証券会社、銀行、信託銀行及び生命保険会社の各業態からのメンバーにより組成される「国債決済 RTGS 化に関する研究会」を設置して検討を進め、国債の RTGS に関する市場慣行等について提言を取りまとめ、公表を行った。

さらに本協会では、上記の提言を踏まえ、市場参加者が日銀ネットにおける RTGS 関連の諸規程を前提として国債の RTGS への円滑な移行を実現し、国債決済 RTGS 化後の決済環境下における決済リスクの軽減及び決済の円滑性の確保を図るために遵守すべき市場慣行等を「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」として取りまとめ、平成 12 年 8 月に公表したところである。また、本協会では、その後も適宜ガイドラインの改正を行っているところである。

平成 21 年 5 月には、前年に起こった世界的な金融危機を踏まえ、本協会公社債委員会の下部機関として、「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」を設置し、フェイルの頻発を抑制しつつ、フェイル慣行の更なる定着を図る観点から、オフショア円決済など国際的な決済動向を踏まえた、フェイルとして取り扱う DVP 決済の範囲の見直しも含む検討を行い、平成 22 年 4 月に最終報告書を公表した。これを踏まえ、平成 22 年 6 月、本ガイドラインについて改正を行い、同年 11 月 1 日から実施した。

平成 21 年 9 月には、本協会「証券受渡・決済制度改革懇談会」及び「証券決済制度改革推進会議」の下部機関である「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」を設置し、国債取引の決済リスクの軽減を図る観点から、決済期間の短縮に関する検討を行い、平成 22 年 12 月に中間報告書を公表した。平成 23 年 3 月には、国債の売買（アウトライト）取引における標準的な決済期間を T + 3 から T + 2 に短縮することに伴う、相対ネットィング照合事務の電子化等や異額面のペイメント・ネットィングの取扱いを取りまとめた。これを踏まえ、平成 23 年 6 月、本ガイドラインの「IV. 二当事者間におけるネットィングに関するガイドライン」について改正を行い、平成 24 年 4 月 23 日から実施した。

平成 25 年 12 月には、新日銀ネットの第二段階稼働に対応するため、本ガイドラインの全般について改正を行い、新日銀ネットの稼働日（平成〇年〇月〇日）から実施することとした。

平成 26 年 11 月には、上記「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グル

ープ」は「国債取引の決済期間の短縮（T+1）化に向けたグランドデザイン」を公表した。これを踏まえ、平成〇年〇月、本ガイドラインについて改正を行い、〇年〇月〇日から実施することとした。

本協会では、国債の RTGS に際して、多くの市場参加者が本ガイドラインを参考にされることによって国債取引が一層円滑に行われることを望むものである。

なお、本ガイドラインは、市場参加者の法律上の権利を何ら制限するものではない。

2. 実施時期

本ガイドラインの実施日は、国債のアウトライト取引における標準的な決済期間が T+1 となる平成〇年〇月〇日とする新日銀ネットの第 2 段階稼働日（平成 27 年秋から平成 28 年初の間を目途）とする（日本銀行において新日銀ネットの第 2 段階稼働日が決定次第、実施日を定める。）。

Ⅱ. 決済の円滑化に関するガイドライン

1. 決済金額の小口化

(1) 日銀ネットにおける国債決済1件当たりの上限額面

1件当たりの決済に必要な国債及び資金の所要額を削減することにより、日中の未決済残高の積上がりを抑制し、いわゆる「すくみ」の解消を図るため、各市場参加者は日銀ネット国債系において国債を決済する際の1件当たりの上限額面を50億円とする。

なお、この取扱いは、上限額面を超える取引を行うことを何ら制約するものではない。

(2) 上限額面超の取引の処理方法

- ① 市場参加者は額面50億円超の取引を行った場合には、額面50億円を上限に同取引を分割したうえで日銀ネット国債系に入力するものとする。
- ② 約定処理と決済処理における小口化後の精算金額が相違することによる混乱を避けるため、額面50億円超の取引の小口化に当たっては、約定伝票処理の段階から額面50億円を上限に小口化する。

(3) 決済金額小口化の対象外の取引

次に掲げる取引は、その性格から決済金額小口化の対象外とする。

- ① 日本銀行との取引（T-Bill及び長国等のオペ、新発債の払込等）
- ② 財政融資資金及び国債整理基金との取引
- ③ 担保の差入れ・返戻に関する取引（自己口Ⅱ及びⅣとの取引）

2. 決済のメッセージフロー等

(1) メッセージフロー

原則として、市場参加者間の決済においては、国債の払出先参加者（以下「国債の渡し方」という。）が、決済日当日に国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）を送信する。

次に、受入先参加者（以下「国債の受け方」という。）が、決済指示（資金）を送信する。

この原則によらない場合には、必ず当事者間で事前の合意を得るものとする。

(2) 国債資金同時受渡依頼の取消し

国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の取消しは、その送信者が行うこととし、誤って他社送信分の取消しを行った場合は、直ちに相手方に連絡を行い適切な対応をとるものとする。

3. カットオフ・タイム等の設定

(1) カットオフ・タイムの設定

- ① カットオフ・タイムとは、一日の決済終了を視野に入れ、フェイル^(注1)等の認識を行うため、日銀ネット国債系の稼動が終了する前に市場参加者間で策定した決済の締切時刻をいう。
- ② 市場参加者は、原則として、カットオフ・タイムまでに国債資金同時受渡依頼(決済指示区分コード：国債)の送信を終了させることとする。
- ③ カットオフ・タイムは、午後2時とする(元利払対象銘柄を含み、供託口に係る振替を除く。)

(2) リバーサル・タイムの設定

- ① リバーサル・タイムとは、カットオフ・タイム時点において、取引当事者間で決済時刻延長の合意がなされた場合におけるフェイル状態の解消、及び決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行う時間をいう。
- ② リバーサル・タイムは、カットオフ・タイム後から日銀ネット国債系のコアタイム(午前9時～午後4時30分)終了時刻までの間とする。
ただし、コアタイム終了時刻の30分前からコアタイム終了時刻までの間については、主として、決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行うものとする^(注2)。
なお、元利払対象銘柄(供託口に係る振替を除く。)のリバーサル・タイムについては、過誤訂正等を含め、振替入力締切時刻である午後3時までに行うものとする。

4. 決済日における市場参加者の行動指針

(1) 決済日当日の午前中の行動指針

- ① 国債の渡し方は、コアタイム開始以降できるだけ速やかに国債資金同時受渡依頼(決済指示区分コード：国債)の送信を行い、国債資金同時受渡依頼受付案内を受信した国債の受け方は、速やかに決済情報を確認のうえ、決済指示(資金)を送信する。
- ② 国債の発行払込みを行う市場参加者は、新発債発行日における発行払込み後の決済の円滑化を図るため、コアタイム開始以降できるだけ速やかに発行払込みを行うものとする。
- ③ 国債の渡し方は、残高がある場合、第三者からの国債の受入れを条件とした国債資金同時受渡依頼(決済指示区分コード：国債)の送信を行わない。
- ④ 日本銀行へ送信する電文は、一定の件数に到達したところで送信するのではなく、極力速やかに送信する。
- ⑤ 日銀ネット国債系において決済の時間指定を行わない。
- ⑥ 国債資金同時受渡依頼(決済指示区分コード：国債)の内容に過誤があった場合、

(注1) 「フェイル」は、Ⅲ. 1を参照

(注2) 日銀ネット国債系のコアタイムにおける運行スケジュールに基づくリバーサル・タイムは午後2時から午後4時30分の間である。このうち、午後4時から午後4時30分までの間は、主として、決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行うものとする。

国債資金同時受渡依頼受付案内を受信した者は、速やかに送信者に連絡をとり、当該受渡依頼の内容を確認のうえ、当事者間で速やかに対応することとする。

⑦ 決済順位については、フェイルの影響を最小化すると同時に、その後の決済の進捗度を高めるために大口決済を優先すべきものと考えられるが、大口決済を優先することで決済がすくむこともあり得るため、各当事者間で状況をよく把握して処理する。

⑧ 市場参加者は、当日中の決済を円滑に完了するため、極力正午までに当日分の決済を終了させることが望ましい。

⑨ 国債レポ取引のうち、当事者間で具体的な銘柄を特定しない形で約定した後、(株)日本証券クリアリング機構において債務引受けおよび銘柄の割当が行われるもの(銘柄後決めレポ取引)に関しては、⑧の規定に拘わらず、決済日当日の銘柄後決めレポ取引に係る2回目の債務引受けの申込時限までに約定した取引について、当日2回目の決済時限までに決済を終了させることが望ましい。

なお、2回目の債務引受けの申込期限後に約定した取引、および2回目の決済時限までに決済を終了しなかった取引についても、決済日当日において円滑に決済が進むよう当事者間で誠実に対応するものとする。

(2) 決済日当日の正午からカットオフ・タイムまでの行動指針

① 午前中に決済が終了しなかった取引分については、その内容を確認し、決済をすくませている相手方に連絡を行い、速やかに国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）あるいは決済指示（資金）を送信するよう依頼する。

② カットオフ・タイム近辺に決済がずれ込む場合、国債の渡し方は決済を円滑に行うため、できるだけ早い時刻にその旨を受け方に連絡するとともに、極力連絡なく国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）を送信することのないよう留意する。

③ 市場参加者は、決済を円滑に終了するため適切なリバーサル・タイムの確保が必要であることを十分に認識し、カットオフ・タイムを遵守するものとする。

(3) 決済日当日のカットオフ・タイム後の行動指針

市場参加者は、リバーサル・タイムを利用して当日の決済を無事に終了するよう、当事者間で誠実に処理することとする。

(4) コアタイム以外における決済について

上記(1)～(3)の行動指針については、コアタイム以外における決済を妨げるものではない。

5. 預り口等の決済の円滑化

市場の決済リスクを軽減し、決済の円滑性を確保するため、預り口等の決済に関する対応について次の諸点に留意する。

(1) DVP 決済への移行

決済リスク削減の観点から、振込間接参加者（国債振替決済制度上の間接参加者、外国間接参加者及び顧客をいう。）及び日本銀行に当座預金口座を持たない日銀ネット国債系の振込直接参加者（国債振替決済制度上の参加者をいう。）についても、預り口 DVP (Delivery Versus Payment) 及び資金代行決済を効果的に活用して、DVP 決済に移行することが望ましい。

(2) 事務スキームの確認

預り口等の資金決済については、基本的に決済の依頼者とそれを受ける振込直接参加者との間で事務スキームを確認する必要がある。

当事者間で預り口等の資金決済について取決めを行う場合には、RTGS 化の流れを阻害することのないよう、また、一方の当事者が極端に不利とならないよう配慮することとする。

(3) 国債系システムにおける記事欄の活用

① 預り口決済については、照会事務等への対応から決済の依頼者を特定するため、国債系システムに設けられている記事欄を活用することとする^(注3)。

② 活用例は、次のとおりとする。

(イ) 金融機関、証券会社及び非居住者との取引では、下記 5. (3)③に定めるところに従う。

(ロ) 上記以外の間接参加者及び顧客に関しては、特定のコード・番号は使用せず、決済の当事者となる直接参加者同士の合意に基づいた方法により入力する。

③ 入力フィールドのマッピング

日銀ネットの記事欄のフォーマットに対して、以下のとおりコード・値を設定する。

(イ) CPU 接続・ULDL 機能 (ISO20022 フォーマット) の「11.0 Delivering SettlementParties」の「11.3 Party2」及び「12.0 Receiving SettlementParties」の「12.3 Party2」

- 日銀ネット入力画面の「記事 (国債払出先関係者 1)」、「記事 (国債受入先関係者 1)」

i) 「BIC」欄 (12.16.1)

・非居住者の場合は、BIC コードを入力する。

ii) 「BIC 以外」欄 (12.16.3) 及び「コード設定主体」欄 (12.16.4)

・「BIC 以外」欄に、金融機関の場合は 4 桁の統一金融機関番号、証券会社の場合は 4 桁の証券会社等標準コードを入力する。

・「コード設定主体」欄に、統一金融機関番号の場合は「BA」、証券会社等標準コードの場合は「SC」を入力する。

・BIC コードを利用しない等の非居住者の場合は、「BIC 以外」欄に非居住者

^(注3) 国債系システムの記事欄は、DVP 決済に限らず FOP (Free of Payment) 決済に活用することも可能である。

を識別するためのコード等を入力し、「コード設定主体」欄に「NR」と入力する。

- ・ファンド・コードのマッピングについては、「BIC 以外」欄に「ファンドコード」を入力し、「コード設定主体」欄に「FN」と入力する。

(ロ) CPU 接続・ULDL 機能 (ISO20022 フォーマット) の「16.2 Qualified ForeignIntermediary」

－ 日銀ネット入力画面の「記事 (適格外国仲介業者)」

i) 「BIC」欄 (12.15.1)

- ・ BIC コードを入力する。

ii) 「BIC 以外」欄 (12.15.3) 及び「コード設定主体」欄 (12.15.4)

- ・ 値は入力しない。

※ 上記(ロ)の取扱いは、特定公社債対応が新日銀ネット対応後となり、新日銀ネット第二段階稼働時点においては、現行どおり QFI 情報をセットする必要があることとなった場合の設定方法を定めたものである。

④ その他の特記事項について

- ・記事欄に使用する文字については、原則として半角英数カナを使用することとし、改行コードは使用しない。
- ・証券会社又は金融機関を相手方とする取引において BIC コードを使用する場合は、事前に相手方との間で合意を得るものとする。

⑤ 自己勘定に係る決済を行う際は、自己口の記事欄に自己の金融機関コード等を入力しないこととする。

(4) 国債系システムにおける取引 ID の活用

① 国債払出先・受入先等決済関係者による対象取引の特定を容易にするとともに、ISO20022 メッセージを用いることに伴い、入出力項目として新設された取引 ID を活用することとする。

② 活用例は、次のとおりとする。

取引 ID の入力内容については、国債資金同時受渡依頼 (決済指示区分コード：国債) 及び口座振替を送信する者の任意とする。

ただし、国債資金同時受渡依頼 (決済指示区分コード：国債) を日本銀行に送信した以降の決済の一意性を決めるキーとしては、「国債資金同時受渡依頼受付案内 / 受付通知」及び「国債資金同時受渡決済指示対象通知」の受付番号を用いる。

(5) 「取引の種類」の設定

- ・ CPU 接続又は ULDL 機能による入力時には、「取引の種類」欄 (9.0 SettlementParameters - 11.32.16 SecuritiesTransactionType - 11.32.18 Proprietary) において、11.32.19 Identification に「TRFR」を設定し、11.32.20 Issuer に「BOJ」を設定する。これにより、日銀ネット端末による送信時と同様に

出力される。

(6) IS020022 化対応フォーマットの利用項目の制限

- ・電文フォーマット上、任意入力項目かつ、日銀ネット端末画面にない項目については、原則として、利用しない。

6. 決済円滑化に係る留意事項

(1) 市場参加者は、約定日の翌営業日以降を決済日とする取引を行った場合には、極力決済日前営業日の午後5時30分までに約定照合を完了^(注4)させることが望ましい。なお、この取扱いは、決済日前営業日の午後5時30分以降に約定照合を行うことを妨げるものではない。ただし、その場合、決済日当日において円滑に決済が進むよう当事者間で誠実に対応するものとする。

(2) 決済量が大量となる市場参加者においては、「出来通知データの授受等の実務に関する取扱指針」及び「約定照合及びバイラテラルのペイメント・ネットティング等の実務に関する取扱指針」に沿って、を参照しつつ、ポスト・トレード事務の電子化・標準化を行うことが期待される推進することが望ましい。

また、決済情報については、を自社のコンピュータで処理し、日銀ネットを通じ国債及び資金の残高を確認のうえ、速やかに入力処理できる体制を確立することが望ましい（日銀ネットとのCPU接続も有効な方策と考えられる。）。

(3) 日本銀行では、国債決済のRTGS化に伴う資金需要の増加に対応するため、日中流動性を供与するためのDVP同時担保受払機能を設けている。各市場参加者は同機能を活用するなどして資金不足による決済の遅れが発生しないよう対応することとする。

ただし、同機能を利用する際は、担保の掛け目分の資金（不足分）を事前に確保しておくことに留意する。

(4) 市場参加者は、国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の送信に当たり、国債残高が不足をするような送信を行わないこととする。

(5) 国債と資金が別に動く決済（FOP決済）及び書面決済については、DVP決済と比べて決済リスクが高いうえ、国債と資金の残高管理及び決済のタイミング等を総合的に判断して行うこととなるため、そのコントロールには相応の負荷が予想される。したがって、DVP決済が可能な市場参加者については、できる限りDVP決済を行うこととする。

(6) 国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の先日付入力は、決済日当日に残高不足を発生させないよう留意する。

(7) 利子配分先変更処理（事前入力分）において、利子計算用残高不足とならないよう留意する。

(注4) 網証券保管振替機構が提供する決済照合システムを使用した約定照合の場合、「約定照合が完了した」とは、同システムを通じて売買報告データが承認されたこと又は一致したことをいう。

- (8) 利子配分先変更依頼（即時分）は、速やかに入力を行うものとする。
- (9) 利子配分先変更終了・取消（終了・取消区分：終了）を行う場合には、必要な利子配分先変更処理が受け・払いともに完了したことを確認した上で行うものとする。
- (10) 日本銀行又は株式会社日本証券クリアリング機構が記事欄又は取引 ID その他決済に係る事項に関しルールを定めた取引については、本ガイドラインにかかわらず、当該ルールに従う。

Ⅲ. フェイルに関するガイドライン

1. フェイルの定義

国債の受け方が、その渡し方から予定されていた決済日が経過したにもかかわらず、対象債券を受け渡されていないことをいう。

2. フェイル解消の誠実努力義務

フェイルは、決して推奨すべき状態ではなく、また、フェイルの多発は取引の円滑化、市場流動性の確保という本来の目的に反することになり兼ねないことから、市場参加者はフェイルを可能な限り回避することが求められる。やむを得ずフェイルとなった場合には、取引当事者間で誠実に対応し、フェイルの早期解消に努めなければならないものとする。

なお、フェイル発生時にフェイルした渡し方は、フェイルされた受け方よりフェイル発生の経緯説明を求められた場合は、経緯説明に努めなければならないものとする。

3. フェイルに関するガイドラインの前提

- (1) 市場参加者は、下記のフェイル・コストに関する考え方に鑑み、フェイルとして取り扱うためには、DVP 決済（取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、国債と資金を同一日に決済する場合を含む。）が前提となることに留意する。
なお、DVP 決済には、ユーロクリアやクリアストリームなど海外における決済を含む。
- (2) フェイルに関するガイドラインの対象となる取引は、売買取引及びレポ取引（条件付売買取引のスタート取引及びエンド取引並びに貸借取引の貸出及び返済をいう。以下同じ。）である。
- (3) 売買取引及びレポ取引の受渡しについては、売買取引の空売りにあつては「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」第4条、レポ取引にあつては「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」第11条又は「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」第13条に定める方法により行うものとする。
- (4) フェイルの発生をもって取引の解除権を行使しないこととする。
- (5) 国債の受け方が資金を用意できないことにより決済未了に陥る状態は、認めないこととする。
- (6) 本ガイドラインに定めるフェイル以外の決済未了については、当事者間において対応することとする。

4. フェイル・コストに関する考え方

- (1) フェイルした渡し方は、本来支払いを受けるべき資金を受け方から受け取ることができないため、債券保有のための資金調達コストを負担したり、受け取るべき資金運用益を放棄することとなるほか、経過利子については予定されていた決済日までの経過利子しか受け取ることができない。
- (2) 一方、フェイルされた受け方は、予定された決済日から実際に債券を受領するまでの経過利子を受け取れるとともに、決済未了により滞留する手元資金を運用すること

ができる。

- (3) また、低金利下においては、上記(1)、(2)でいう経済合理性が有効に機能せず、フェイルの多発といった事態が発生する懸念もあることから、フェイルされた受け方は、フェイルした渡し方に対して、フェイルチャージ（フェイルした渡し方に対して、金銭負担として賦課されるものをいう。以下同じ。）を請求できる。
- (4) したがって、フェイルについては特別の罰則を設けず、遅延損害金等の授受は行わないこととする。

5. フェイルチャージの取扱い

- (1) フェイルチャージの導入前の準備や計算・請求、受払い等の実務については、別に定める「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」（以下「実務取扱指針」という。）により行うものとする。
- (2) 市場参加者は、全ての DVP 決済の取引について、フェイルチャージを請求することができる。
- (3) 市場参加者は、フェイルチャージを導入するに当たり、実務取扱指針に定める事前通知などの方法により、取引当事者間で事前の合意が成立している必要があることに留意する。
- (4) フェイルチャージの算出は、以下の方法により行うものとする（計算式における定義等は実務取扱指針参照）。

$$\sum_{\text{フェイル期間}} \frac{1}{365} \times \max(3\% - \text{参照レート}, 0) \times \text{受渡金額}$$

6. カットオフ・タイムの設定に係るフェイルの取扱い

- (1) カットオフ・タイムにおいて国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の送信が終了していない取引分については、当事者間で事前の合意がある場合を除き、フェイルとして取り扱うこととする。

なお、市場参加者は、当事者間で事前の合意がある場合は、国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の送信が終了していない取引分について、カットオフ・タイム以前にフェイルとして取り扱うことができるものとする。また、当事者間で事前の合意がある場合であっても、コアタイム終了時刻（※）までに決済の終了しなかった取引はフェイルとなることに留意する。

（※）コアタイム終了時刻から日銀ネット国債系稼動終了時刻までの時間帯における取引を合意している場合は、「日銀ネット国債系稼動終了時刻」とする。

- (2) 市場参加者は、上記(1)の適用対象となった場合、フェイルの多発を避けるために当事者間で誠実に対応するものとする。

7. フェイル状態の解消前に利払い及び償還を迎えた場合の受払い処理

- (1) フェイル状態の解消前に利払いが行われた場合、受け方は本来受け取るべき利金相当額を渡し方に請求することとし、渡し方は利金相当額を受け方に支払うこととする。
- (2) フェイル状態の解消前に償還を迎えた場合、受け方は本来受け取るべき償還金及び利金相当額を渡し方に請求することとし、渡し方は対象債券に係る原約定の精算金額

を受け方から受領することを条件として、償還金及び利金相当額を受け方に支払うこととする。

なお、フェイル状態の解消前に償還を迎えた場合における当事者間の取引は、この受払いをもって終了したものとする。

IV. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン

1. 標準的なネットティング・スキーム

市場参加者は、以下の取扱いを行うに当たり、書面の有無は問われないものの、当事者間で事前に本取扱いを行う旨の合意が成立している必要があることに留意する^(注5.4)。

(1) ネットティングの形態

二当事者間で履行期を同じくする国債の引渡債務及びこれに伴う資金の支払債務がそれぞれ相対立する形で存在する場合に、これら債務を国債、資金ごとに差引計算し、それらの差引額について決済を行う形態とし、この差引額決済が完了しない限りは、当該ネットティングの対象となっている原約定の債権債務の関係がそのまま存続することとする（以下「バイラテラルのペイメント・ネットティング」という。）。

(2) 対象となる決済数量

同一銘柄・同一額面の国債に係る取引のネットティング（以下「ペアオフ」という。）を対象とする。

(3) 対象となる決済方法

DVP 決済の取引を対象とする。

(4) 対象となる取引の約定照合時限

受渡日を基準とし、受渡日前営業日の午後 4 時 30 分までに約定照合に必要な情報の授受を完了し、約定照合時限の目安（午後 4 時 30 分から午後 4 時 45 分）までに約定照合が完了した^(注5)取引を対象とする。

(5) 対象となる取引種別

売買（条件付売買を含む。）取引同士及び現金担保付貸借取引同士、並びにこれらの取引相互間を対象とする^(注6)。

(6) 対象となる国債の保有形態

振替国債を対象とする。

(7) 対象となる口座

取引口座単位に行うものとし、異なる取引口座間におけるネットティングは行わない。

(8) ペア付けの方法

受渡金額をキーとして、受渡金額の大きいものから順にペア付けを行う。

なお、同一受渡金額の取引が存在する場合の取扱いは、取引当事者間で確認することで対応する。

^(注5) 本取扱いの取りまとめに当たっては、その日本法上の有効性を弁護士に確認している。

~~^(注5) (株)証券保管振替機構が提供する決済照合システムを使用した約定照合の場合、「約定照合が完了した」とは、同システムを通じて売買報告データが承認されたこと又は一致したことをいう。~~

^(注6) 条件付売買取引はスタート取引及びエンド取引、現金担保付貸借取引は貸出及び返済を対象とする。

(9) 受渡金額が同額である場合のネットィング効力の発生時限

ネットィング対象取引双方の受渡金額が同額であり、ネットィングの結果、実際に資金の受払いが生じなかった場合には、決済日当日における日銀ネットの決済開始時刻である午前 8 時 30 分（延長日は午前 7 時 30 分）をもってネットィングの効力が発生することとする。

(10) 資金決済口座の指定

原則として、日本銀行当座預金口座を指定する。

2. 標準的なネットィング・スキームに準じたネットィング

- (1) 市場全体としての決済量の圧縮等による事務効率の向上、資金負担の削減の観点から、当事者間の合意がある場合には、上記 1. に示す「標準的なネットィング・スキーム」の「バイラテラルのペイメント・ネットィング」を前提としたうえで、上記 1. の(2)及び(8)の項目を変更した、同一銘柄・異額面の国債に係る取引のネットィング（以下「異額面のペイメント・ネットィング」という。）を「標準的なネットィング・スキームに準じたネットィング」として行うことができる。

ただし、この場合においても、決済の円滑性確保等の観点から上記 1. の(3)～(7)、(9)及び(10)の項目は、標準的なネットィング・スキームに基づいて行うこととする。

- (2) (1)に基づいて、異額面のペイメント・ネットィングを行う場合には、「1対1の異額面のペイメント・ネットィング」又は「集約方式の異額面のペイメント・ネットィング」のいずれの方法を選択するか当事者間で合意したうえで、上記 1. の(8)の項目によらず、以下の取扱いを行う。

① 1対1の異額面のペイメント・ネットィング

1対1の異額面のペイメント・ネットィングを行う場合のペア付けは、標準的なネットィング・スキームにおけるペアオフの対象とならなかった取引に関し、次の手順により行う。

- (イ) ペアオフの対象とならなかった取引に関し、額面金額をキーとして、額面金額の大きいものから順にペア付けを行う。
- (ロ) 額面金額が同一の取引が複数ある場合には、受渡金額の大きいものから順にペア付けを行う。
- (ハ) 額面金額及び受渡金額が同一の取引が複数ある場合には、約定日付の古いものから順にペア付けを行う。
- (ニ) 額面金額、受渡金額及び約定日付が同一の取引が存在する場合の取扱いは、当事者間で確認することで対応する。

② 集約方式の異額面のペイメント・ネットィング

集約方式の異額面のペイメント・ネットィングとは、標準的なネットィング・スキームにおけるペアオフの対象とならなかった取引に関し、同一銘柄における決済

総額を算出し、その差引額を決済する方式の異額面のペイメント・ネットィングをいう。

集約方式の異額面のペイメント・ネットィングは、次の手順により行う。

- (イ) ペアオフの対象とならなかった取引に関し、銘柄ごとに、国債の渡し方となっている全ての取引の引渡総額と、国債の受け方となっている全ての取引の受取総額を算出する^(注7)。
 - (ロ) (イ)の引渡総額と受取総額のいずれか大きい方を構成する全ての取引を次の手順に従って順位付けする。
 - (a) 額面金額をキーとして、額面金額の大きいものから順位付けする。
 - (b) 額面金額が同一の取引が複数ある場合には、受渡金額の大きいものから順位付けする。
 - (c) 額面金額及び受渡金額が同一の取引が複数ある場合には、約定日付の古いものから順位付けする。
 - (d) 額面金額、受渡金額及び約定日付が同一の取引が存在する場合の取扱いは、当事者間で確認することで対応する。
 - (ハ) (ロ)における順位付けの高い取引から、(イ)の引渡総額と受取総額のいずれか小さい方の金額を超えるまで、取引の額面金額を集計する。
 - (ニ) (イ)の引渡総額と受取総額のいずれか小さい方を構成する全ての取引と、(ハ)で額面金額を集計した取引を対象に異額面のペイメント・ネットィングを行う。
 - (ホ) (ニ)において、異額面のペイメント・ネットィングの対象外とされた取引は、グロス決済とする。
- (3) 市場全体としての決済量圧縮の観点から、各市場参加者のネットィング導入を一層容易にするため、上記1. に示す「標準的なネットィング・スキーム」の「バイラテラルのペイメント・ネットィング」における「ペアオフ」を前提としたうえで、上記1. の(3)～(5)の項目を当事者間の合意によって変更したネットィングを「標準的なネットィング・スキームに準じたネットィング」として行うことも可能とする^(注8)。
- ただし、この場合においても、決済の円滑性確保等の観点から上記1. の(6)～(10)の項目は、標準的なネットィング・スキームに基づいて行うこととする。
- (4) 「標準的なネットィング・スキームに準じたネットィング」における法的有効性については、標準的なネットィング・スキームと同様である。

3. 事務手続き

(1) ペア付け及び順位付けの指図

当事者間の合意に基づき、その都度連絡は行わず、ペアオフや異額面のペイメント・ネットィングのペア付け及び順位付けをすることとする。

^(注7) 引渡総額及び受取総額は、額面金額で算出する。

^(注8) 例えば、FOP決済のペアオフ、無担保の債券貸借取引同士のペアオフ等がある。

(2) **ネットティングの照合通知**

受渡日前営業日の午後 45 時までに両当事者で合意したネットティング対象取引を照合通知に記載し、相互に同通知を送付する。照合通知については、別途、「約定照合及びバイラテラルのペイメント・ネットティング等の実務に関する取扱指針」「相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針」で定める様式を利用するものとする。

(3) **ネットティングの照合時限**

受渡日前営業日の午後 5 時 30 分までに照合を完了する。

(4) **照合通知の送付方法**

当事者間の合意に基づく方法を利用する^(注9)。

(5) **照合通知の確認方法**

取引先間相互に行うこととする。

(6) **異議の通知**

内容に異議等がある場合は、受渡日前営業日の午後 5 時 30 分までに最終的に正しい照合通知を送付することにより、照合を完了させることとする。

(7) **照合部署**

原則として、バックオフィス・セクションで行うこととする。

ただし、各市場参加者において、個別の事情に応じて別途の照合部署を指定し、取引相手先に通知を行うことも可能とする。

4. 事前確認書及び事前通知書の参考様式並びに照合通知との関係

市場参加者は、任意に事前確認書（参考様式 1 参照）及び事前通知書（参考様式 2 参照）を取り交わすこととするが、これらの書面を取り交わすことにより、容易に「標準的なネットティング・スキーム」及び「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」を行う際の合意内容、資金決済口座及び担当者名等を確認できる。

事前に当事者間の合意により事前確認書及び事前通知書を取り交わす場合は、次の点に留意して対応する必要がある。

(1) 事前確認書及び事前通知書は相互に通知し合うことを基本とし、事前に確認した内容と通知された事前確認書及び事前通知書に相違がある場合は、当事者間で再度確認する。

(2) 事前確認書及び事前通知書並びに照合通知書上に「日本証券業協会の『国債の即時グロス決済に関するガイドライン』の『IV. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン』に基づいたネットティング」と明記していることから、これらの書面のいずれを用いても「標準的なネットティング・スキーム」及び「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」の合意を容易に確認することができる。

なお、照合通知を電子的に送付する場合には、「日本証券業協会の『国債の即時グ

(注9) 具体的な送付方法の例については、「相対ネットティング照合等の実務に関する」「約定照合及びバイラテラルのペイメント・ネットティング等の実務に関する取扱指針」を参照。

ロス決済に関するガイドライン』の『IV. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン』に基づいたネットティング」である旨を当該照合通知上に記載することが実務上困難であることも考えられるため、事前に事前確認書及び事前通知書を取り交わすことにより、照合通知の送付方法や同旨の確認を行うことが適当と考えられる。また、照合通知に押印することは実務上困難であり、記名押印によって合意形成の確認を望む市場参加者にとっては、事前確認書及び事前通知書により確認を行うことが適当と考えられる。

- (3) 事前確認書及び事前通知書を取り交わした場合、同書で確認したネットティングの内容と照合通知に記載される取引の内容に齟齬が生じることも想定される。その場合の事前確認書と照合通知の関係については、まず当事者間で直前に確認した結果である照合通知の内容が優先するが、当事者間で照合通知に記載された内容に合意できない場合は、事前確認書の内容にしたがって処理することとする。

5. 「バイラテラルのペイメント・ネットティング」以外のネットティングについて

市場参加者間において、「標準的なネットティング・スキーム」によるネットティング及び「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」によらず、決済量の圧縮等による事務効率の向上、資金負担の削減が期待できる「バイラテラルのペイメント・ネットティング」以外のネットティング^(注 10)を行う旨を合意することも考えられるが、こうしたネットティングの取扱いを行うに当たっては、次の点に留意して対応する必要がある。

- (1) ネットティングに関しては、差引額相当の国債又は資金の決済について、国債のフェイル又は資金の決済未了が生じる場合も想定する必要があり、国債のフェイル又は資金決済の未了時にどの取引分が対象となるか選別し、どのように対応を行うかといった実務的な点も考慮しなければならない。
- (2) 市場参加者間でネットティング・スキームを取り決めるに当たっては、事務効率だけではなく、RTGS 化の本来の趣旨の1つである決済リスクの削減も十分考慮しなければならない。
- (3) 「バイラテラルのペイメント・ネットティング」以外のネットティングを行うに当たっては、取り決めたネットティング・スキームの法的有効性を当事者間で正確に認識して行う必要がある。

以 上

^(注 10) 例えば、オブリゲーション・ネットティング（当事者間において履行期を同じくする複数の債権と債務が発生する場合に、新たな債権が発生する都度、履行期の到来を待つことなく債権と債務の差引きを行い、その履行期に履行すべき債権を一本化して決済する方式）がある。

(注)	平 1 2.	8. 2 9	制定
	平 1 2. 1 2.	2 6	改正
	平 1 3.	1. 4	施行
	平 1 4.	5. 1 6	改正
	平 1 4.	6. 1 0	施行
	平 1 5. 1 1.	1 4	改正
	平 1 6.	1. 1 9	施行
	平 2 2.	6. 1 1	改正
	平 2 2. 1 1.	1	施行
	平 2 3.	6. 9	改正
	平 2 4.	4. 2 3	施行
	平 2 5. 1 2.	1 0	改正
	<u>平 2 7. ○. ○</u>		<u>施行</u>
	<u>平 ○. ○. ○</u>		<u>改正</u>
	<u>平 ○. ○. ○</u>		<u>施行</u>

(図表) 事務処理時限の目安

事務プロセス	標準的なT+1以上の 決済期間の取引		左記以外 (T+0決済の取引を含む)	
決済日前営業日				
ネットィング有り				
約定照合に必要な情報の授受	午後4時30分 ^(※1)	IV. 1. (4)		
約定照合	午後4時30分 ～午後4時45分頃	IV. 1. (4)		
ネットィング照合通知交換	午後5時	IV. 3. (2)		
ネットィング照合実施	午後5時30分	IV. 3. (3)		
ネットィング無し				
約定照合	午後5時30分	I. 6. (1)		
決済日当日				
コアタイム	午前9時 ～午後4時30分	I. 3. (2)②	午前9時 ～午後4時30分	I. 3. (2)②
決済終了目標	正午	I. 4. (1)⑧	正午	I. 4. (1)⑧
カットオフ・タイム	午後2時	I. 3. (1)③	午後2時	I. 3. (1)③
リバーサル・タイム	午後2時 ～午後4時30分 ^(※2)	I. 3. (2)②	午後2時 ～午後4時30分 ^(※2)	I. 3. (2)②

(※1) 当該時限を過ぎたものは相対ネットィングなしとすることが考えられる。

(※2) 元利払対象銘柄（供託口に係る振替を除く。）のリバーサル・タイムについては、過誤訂正等を含め、振替入力締切時刻である午後3時までに行う。

<p><T+1 化対応版></p>

国債取引のポストトレード事務の電子化・標準化の実務に関する取扱指針(案)

1. 総論	2
(1) 目的	2
(2) 実施時期	2
(3) 対象となる取引	2
(4) 対象となる事務	2
2. 出来通知データフォーマットの標準化及び出来通知データの電子的授受	4
(1) 出来通知データフォーマットの標準化及び出来通知データの電子的授受の要否	4
(2) 出来通知データフォーマットの標準化	4
(3) 出来通知データの電子的な授受の方法	7
3. 約定照合データの電子的な授受及び約定照合の電子化.....	7
(1) 約定照合データの電子的な授受及び約定照合の電子化の要否.....	7
(2) 約定照合データの電子的な授受及び約定照合の電子化の方法.....	7
4. ネットティングの照合通知の標準化とネットティング照合の電子化	8
(1) ネットティング照合の電子化等の要否	8
(2) 照合通知データフォーマットの標準化	8
(3) 照合通知データの電子的な授受の方法	10
別紙1 出来通知データフォーマット項目定義書	
別紙2 出来通知データ作成に係る留意点	
別紙3 Web サービスに求める機能	
別紙4 照合通知データフォーマット項目定義書	
別紙5 国債のネットティングに係る照合通知書（参考様式）	
別紙6 照合通知データ作成に係る留意点	

1. 総論

(1) 目的

本取扱指針は、日本証券業協会の「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)中のⅡ. 1に定める取引に係る約定から決済照合までの事務のうち、出来通知の授受、約定照合データの授受及び約定照合の電子化、並びに、バイラテラルのペイメント・ネッティング(以下、「相対ネッティング」という。)照合通知の標準化及び相対ネッティング照合の電子化に関する実務の取扱いを定めることを目的とする。

(2) 実施時期

本実務指針の実施日は、国債のアウトライト取引における標準的な決済期間がT+1となる平成〇年〇月〇日とする。

(3) 対象となる取引

本取扱指針の対象となる取引は、売買(条件付売買を含む)取引同士及び現金担保付貸借取引同士、並びにこれらの取引相互間を対象とする^(注1)^(注2)。

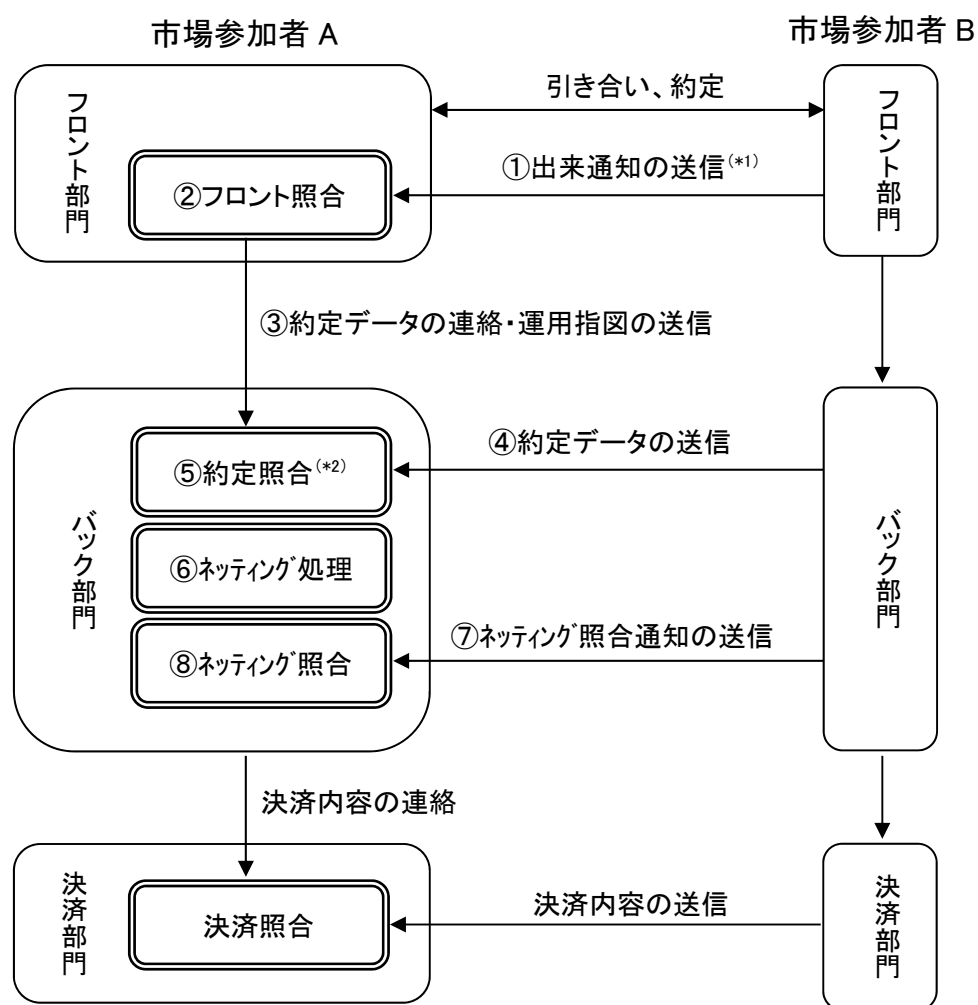
(4) 対象となる事務

(3)の取引の約定から決済照合までの事務を概観すると、業態により違いはあるものの、おおよそ下図の通り。

(注1) 条件付売買取引はスタート取引及びエンド取引、現金担保付貸借取引は貸出及び返済を対象とする。

(注2) 証券会社(金融商品取引法に規定する金融商品取引業者)や銀行等におけるリテール向けの国債取引(国債の窓口販売を含む)及び非居住者取引は、対象外である。また、決済代行(銀行等が、取引を執行した顧客からの指図に基づき資金・債券の受渡を代理で行う決済形態)については、事務フローが市場参加者により区々となっているため、本取扱指針を参考にしつつ、受託者と委託者との間で個別に事務フローの見直し等を図ることが考えられる。

(図表) 約定から決済照合までの事務のイメージ



(*1) 出来通知は、国債の渡し手が受け手に送信する。

(*2) 約定照合は、(株)証券保管振替機構が提供する決済照合システムを通じて行う場合も多い。

2. 出来通知データフォーマットの標準化及び出来通知データの電子的授受

(1) 出来通知データフォーマットの標準化及び出来通知データの電子的授受の要否

対象取引を行う市場参加者は、ガイドライン及び本取扱指針に沿って、出来通知のフォーマットの標準化及びデータの電子的な授受（図表の①）を行うことが期待される。

ただし、出来通知データフォーマットの標準化及び出来通知データの電子的な授受が必要か否かは、非 JSCC 清算取引^(注3)の取引量等を踏まえて検討し、ガイドラインで定められた事務処理時限の目安に則り、決済を円滑に行うことができると当事者間で判断される場合には、以下の(2)及び(3)と異なる取扱いをすることも可能である（出来通知データの送受信の頻度を検討する際には(2)⑤を参照）。

(2) 出来通知データフォーマットの標準化

出来通知データフォーマットの作成及び送信等の取扱いは、以下の①から⑤を標準とする。

① データ項目

○ 出来通知データフォーマットのデータ項目は、別紙1^(注4)を標準とする。

(データ項目の分類)

- ・ 出来通知データフォーマットのデータ項目は、2分類あり、定義は以下のとおり。
 - 必須項目：証券会社等による入力が必要のデータ項目
 - 任意項目：証券会社等による入力任意のデータ項目
- ✓ 入力の有無は、証券会社等が決定できる。ただし、データ項目欄は必要。

(ファンドコードの取扱い)

- ・ ファンドコードは、原則として統一ファンドコードを利用する。ただし、統一ファンドコードがないファンドの場合には、取引開始前に証券会社等に伝達したファンドコード（口座開設時の下10桁の番号）を利用する。

^(注3) 本指針の対象取引のうち、(株)日本証券クリアリング機構により債務引受されない取引をいう。

^(注4) 出来通知データ作成に係る留意点については、別紙2参照。

② ファイル形式

○ 出来通知データのファイル形式は、Excel 形式又は CSV 形式を標準とする。

(拡張子等)

- ・ Excel 形式は、Excel97 から Excel2003 に互換性のある形式（拡張子が.xls であるもの）を標準とする。
- ・ CSV 形式は、可変長のカンマ区切りを標準とする。なお、CSV 形式は、Web サービスの利用により出来通知データの授受を行う場合等を想定しており、電子メールによりパスワードを付して出来通知データを送信する場合には、ファイルを圧縮し、圧縮したファイルにパスワードを付さない限り CSV 形式は取り得ない。

○ 当事者間で合意した場合には、出来通知データのファイルを圧縮することができる。

(圧縮形式)

- ・ 出来通知データのファイルを圧縮する場合には、圧縮形式（.zip 形式、.lzh 形式等）やパスワードの有無等、当事者間で予め合意しておくこととする。

③ ファイル名称

○ 出来通知データのファイル名称は、「会社名（ファイル送信側）＋会社名（ファイル受信側）＋取引区分（現担レポ、現先、又は売買）＋約定日（yyyymmdd）＋_<アンダーバー>＋枝番（任意）」とする。

- ・ 会社名は、金融機関コード（決済照合システムで使用する BIC コード（支店コード除く）、又は冒頭に金融・証券区分コード（「0」又は「1」）を付した統一金融機関番号又は証券会社等標準コード（計 5 桁）を用いる。
- ・ 取引区分は、現担レポの場合は「repo」、現先の場合は「gensaki」、売買の場合は「baibai」とする。
- ・ 複数のファイルを送信する場合には、枝番を付すこととする。

(例) DWSCJPJTSTBCJPJTrepo20101122_001.csv

④ セキュリティ

○ 出来通知データのファイルを電子的に授受する際には、パスワードの設定を標準とし、パスワードの設定ルールは、当事者間で合意した任意の方法とする（以

下の例を参照)。なお、当事者間で合意した場合には、暗号化を行うことができる。

(パスワードの設定ルールの例)

- ・パスワードの設定ルールには、以下の方法が考えられる。
 - ▶ 固定パスワード（パスワードの変更を行わない方法）
 - ▶ 定期的変更（1カ月単位等で定期的に変更する方法）
 - ▶ 日々変更（パスワードの一部又は全部を毎日変更する方法）
 - ▶ 個別設定（送信の都度、受信者に電話等で連絡する方法）

⑤ 出来通知データの送受信の頻度

- 出来通知データの送受信は、原則として、日中逐次行うことを標準とする。

(送受信の頻度と後続事務への影響)

- ・出来通知データの送受信の頻度は、後続事務の迅速性に影響を与え得る。仮に、取引当事者間の合意により標準と異なる取扱いとして、出来通知データの送受信の頻度を1日1回とする場合には、フロント部門からバック部門への約定内容の連絡または機関投資家による運用指図データの送信（図表の③）、約定照合（図表の⑤）も1日1回集中して行うこととなる。このため、取引当事者間の非 JSCC 清算取引の取引量等を踏まえて、出来通知データの送受信の頻度について、標準と異なる取扱いを検討する場合には、こうした後続事務への影響を考慮する必要がある。

(留意事項)

- ・1取引は1回のみの送信とし、同じ取引を重複して送信することは行わない。
- ・証券会社等は、送信済の出来通知データを訂正しようとする場合は、①証券会社等から機関投資家へ電話等により取消の連絡を行ったうえ、②訂正する出来通知データのみファイルを送信する。
- ・出来通知データ（訂正分）の送信は、原則として、1訂正につき1回とする。

(3) 出来通知データの電子的な授受の方法

出来通知データの電子的な授受の方法については、事務上の混乱が生じないように、取引当事者間で予め十分に確認しておくことが推奨される。電子的なデータ授受手段の例としては、以下のものが考えられる。

- Web サービス^(注5)
- 電子メール

3. 約定照合データの電子的な授受及び約定照合の電子化

(1) 約定照合データの電子的な授受及び約定照合の電子化の要否

対象取引を行う市場参加者は、ガイドライン及び本取扱指針に沿って、これらの取引に係る約定照合データの電子的な授受及び約定照合の電子化を行うことが期待される。

ただし、約定照合の電子化が必要か否かは、非 JSCC 清算取引の取引量等を踏まえて検討し、ガイドラインで定められた事務処理時限の目安に則り、決済を円滑に行うことができると当事者間で判断される場合には、以下の(2)と異なる取扱いをすることも可能である。

(2) 約定照合データの電子的な授受及び約定照合の電子化の方法

電子的な授受及び電子化の手段の例としては、以下のものが考えられる。

- ㈱証券保管振替機構が提供する決済照合システム
- 電子メール

(注5) Web サービスに求める機能等については、別紙3参照。

4. ネットィングの照合通知の標準化とネットィング照合の電子化

(1) ネットィング照合の電子化等の要否

対象取引を行う市場参加者は、ガイドライン及び本取扱指針に沿って、標準的なネットィング・スキーム又はそれに準じたネットィングに係る照合通知の様式（以下「照合通知データフォーマット」という。）の標準化及びネットィング照合の電子化を行うことが期待される。

ただし、照合通知データフォーマットの標準化及びネットィング照合の電子化が必要か否かは、非 JSCC 清算取引の取引量等を踏まえて検討し、ガイドラインで定められた事務処理時限の目安に則り、決済を円滑に行うことができると当事者間で判断される場合には、以下の(2)及び(3)とは異なる取扱いをすることも可能である^(注6)。

(2) 照合通知データフォーマットの標準化

ガイドラインⅣ.3.(2)に定める照合通知データフォーマットの作成及び送信等の取扱いは、以下の①から⑤を標準とする。

① データ項目

○ 照合通知データフォーマットのデータ項目は、別紙4^(注7)を標準とする。

(記事欄)

- ・データ項目中の「記事欄」は、ガイドラインⅡ.4.(3)を参照しつつ、決済の依頼者を特定するための情報を記入する。

② ファイル形式

○ 照合通知データのファイル形式は、Excel形式又はCSV形式を標準とする。

(拡張子等)

- ・Excel形式は、Excel97からExcel2003に互換性のある形式（拡張子が.xlsであるもの）を標準とする。
- ・CSV形式は、可変長のカンマ区切りを標準とする。なお、CSV形式は、Webサービス

^(注6) この場合、平成22年11月版ガイドラインに記載されているように、FAX等を利用して照合通知書（参考様式、別紙5参照）を送付することが想定される。

^(注7) 照合通知データ作成に係る留意点については、別紙6参照。

スの利用により照合通知データの授受を行う場合等を想定しており、電子メールによりパスワードを付して照合通知データを送信する場合には、ファイルを圧縮し、圧縮したファイルにパスワードを付さない限り CSV 形式は取り得ない。

- 当事者間で合意した場合には、照合通知データのファイルを圧縮することができる。

(圧縮形式)

- ・ 照合通知データのファイルを圧縮する場合には、圧縮形式 (.zip 形式、.lzh 形式等) やパスワードの有無等、当事者間で予め合意しておくこととする。

③ ファイル名称

- 照合通知データのファイル名称は、「会社名 (ファイル送信側) + 会社名 (ファイル受信側) + 決済日 (yyyymmdd) + _ <アンダーバー> + 枝番 (任意)」とする。

- ・ 会社名は、日銀ネット上の「金融機関等コード」4桁を用いる。
- ・ 原則として、ガイドライン IV. で定める標準的なネットィング・スキーム及びそれに準じたネットィングに係る照合通知データは1つのファイルで送付する。複数のファイルを送信する場合には、枝番を付すこととする。

(例) 0975028920120423_001.csv

④ セキュリティ

- 照合通知データのファイルを電子的に授受する際には、パスワードの設定を標準とし、パスワードの設定ルールは、当事者間で合意した任意の方法とする (以下の例を参照)。なお、当事者間で合意した場合には、暗号化を行うことができる。

(パスワードの設定ルールの例)

- ・ パスワードの設定ルールには、以下の方法が考えられる。
 - 固定パスワード (パスワードの変更を行わない方法)
 - 定期的変更 (1カ月単位等で定期的に変更する方法)
 - 日々変更 (パスワードの一部又は全部を毎日変更する方法)
 - 個別設定 (送信の都度、受信者に電話等で連絡する方法)

⑤ 照合通知データの送受信の頻度

- | |
|-------------------------|
| ○ 照合通知データの送受信は、1日1回とする。 |
|-------------------------|

(3) 照合通知データの電子的な授受の方法

照合通知データの電子的な授受の方法については、事務上の混乱が生じないように、当事者間で予め十分に確認しておくことが推奨される。電子的なデータ授受手段の例としては、以下のものが考えられる。

- Web サービス^(注8)
- 電子メール

以 上

(注) 平〇〇.〇〇.〇〇 制定

平〇〇.〇〇.〇〇 施行

^(注8) Web サービスに求める機能等については、別紙3参照。

【CSV形式】

項番	項目名称	桁数	タイプ	単位	表示方法	セット内容	設定方法 (◎必須、▲任意設定)	サンプル	備考
1	SEQ	4	数字	—	9999	送信ファイル内でのSEQ番号	◎	0001	
2	取引業者	8	英数字	—	xxxxxxxx	取引業者コード(BCコード又は5桁統一金融機関コード(頭「0」)、証券会社等標準コード(頭「1」の5桁コード)	◎	1234JPJT	
3	信託銀行ファンドNO	—	英数字	—	x---x	ファンド番号19桁で左詰め 信託銀行との取引になるものは必須	◎	5000000001	
4	受託	—	—	—	—	—	▲		
5	再信託先	—	—	—	—	—	▲		
6	約定日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引の約定日	◎	20091201	
7	スタート日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引のスタート受渡日	◎	20091204	
8	エンド日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引のエンド受渡日	◎	20091207	
9	取引種類	4	英字	—	xxxx	「NRST」固定。(現先スタートの意)	◎	NRST	
10	売買コード	4	英字	—	xxxx	買現先/売現先を識別する区分 "BUYI"(買現先) "SELL"(売現先)	◎	BUYI	
11	銘柄	12	英数字	—	JPxxxxxxxxxx	ISINコード	◎	JP17406919B9	
12	銘柄名称	—	英数カナ漢字	—	k---k	銘柄名称	◎	国庫短期証券69回	
13	額面	—	数字	円	9---9	該当取引の決済額面(正数で表示)	◎	5000000000	頭ゼロ埋めなし
14	現先レート	—	数字	%	999.9999999	当該取引の現先レート	◎	0.11	頭ゼロ埋めなし
15	単価(スタート)	—	数字	円	999.9999999	当該取引のスタート単価(利含み単価)	◎	99.963	頭ゼロ埋めなし
16	精算金額(スタート)	—	数字	円	9---9	当該取引のスタート決済金額	◎	4998150000	頭ゼロ埋めなし
17	経過利子額(スタート)	—	数字	円	9---9	当該取引のスタート経過利息額	◎	0	頭ゼロ埋めなし
18	単価(エンド)	—	数字	円	999.9999999	当該取引のエンド単価(利含み単価)	◎	99.9639038	頭ゼロ埋めなし
19	精算金額(エンド)	—	数字	円	9---9	当該取引のエンド決済金額	◎	4998195190	頭ゼロ埋めなし
20	経過利子額(エンド)	—	数字	円	9---9	当該取引のエンド経過利息額	◎	0	頭ゼロ埋めなし
21	債券形態	—	—	—	—	—	▲		
22	約定時間	4	数字	—	9999	約定時間を照合する場合に設定。指定なしの場合には「0000」を設定。	◎	1000	
23	スタート時限	4	数字	—	9999	決済時限がある場合には時間を設定。指定なしの場合には「即時:0000」を設定。	◎	1300	
24	エンド時限	4	数字	—	9999	決済時限がある場合には時間を設定。指定なしの場合には「即時:0000」を設定。	◎	0000	
25	取引番号	—	英数字	—	x---x	取引を特定する番号(送信者側の任意コード)	◎	A161740010	不一致等での照会用
26	メッセージ欄	—	英数字カナ	—	x---x	メッセージ記入欄	▲	ツイカクジョウブン	

出来通知データフォーマット(項目定義書)・・・レポ(GC・SC共通)

【CSV形式】

項番	項目名称	桁数	タイプ	単位	表示方法	セット内容	設定方法 (◎必須、▲任意設定)	サンプル	備考
1	SEQ	4	数字	—	9999	送信ファイル内でのSEQ番号	◎	0001	
2	取引業者	8	英数字	—	xxxxxxxx	取引業者コード(BCコード又は5桁統一金融機関コード(頭「0」)、証券会社等標準コード(頭「1」の5桁コード)	◎	1234JPJT	
3	信託銀行ファンドNO	—	英数字	—	x---x	ファンド番号19桁で左詰め 信託銀行との取引になるものは必須	◎	5000000001	
4	受託	—	—	—	—	—	▲		
5	再信託先	—	—	—	—	—	▲		
6	約定日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引の約定日	◎	20091201	
7	スタート日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引のスタート受渡日	◎	20091203	
8	エンド日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引のエンド受渡日	◎	20091204	
9	取引種類	4	英字	—	xxxx	「RPST」固定。(レポスタートの意)	◎	RPST	
10	売買コード	4	英字	—	xxxx	レポ/リバースレポを識別する区分 "BUYI"(リバースレポ)、"SELL"(レポ)	◎	BUYI	
11	銘柄	12	英数字	—	JPxxxxxxxxxx	ISINコード	◎	JP17406919B9	
12	銘柄名称	—	英数カナ漢字	—	k---k	銘柄名称	◎	国庫短期証券69回	
13	額面	—	数字	円	9---9	該当取引の決済額面(正数で表示)	◎	8500000000	頭ゼロ埋めなし
14	利含み時価	—	数字	円	999.9999999	当該取引の利含み時価	▲	99.9632365	頭ゼロ埋めなし
15	基準価格	—	数字	円	9---9	該当取引のスタート約定金額	◎	8855829788	頭ゼロ埋めなし
16	経過利息	—	数字	円	9---9	該当取引のスタート経過利息額	◎	0	頭ゼロ埋めなし
17	基準担保金率	—	数字	%	999.9999999	該当取引に適用する基準担保金率	◎	100	頭ゼロ埋めなし
18	担保金額	—	数字	円	9---9	該当取引のスタート決済金額	◎	8855829788	頭ゼロ埋めなし
19	担保金利率	—	数字	%	999.9999999	該当取引に適用する担保金利率	◎	0.16	頭ゼロ埋めなし
20	金利	—	数字	円	9---9	該当取引の付与金利額	◎	38820	頭ゼロ埋めなし
21	貸借料率	—	数字	%	999.9999999	該当取引の貸借料率	◎	0.01	頭ゼロ埋めなし
22	貸借料	—	数字	円	9---9	該当取引の貸借料額	◎	2426	頭ゼロ埋めなし
23	担保区分	1	数字	—	9	"0"(無担) "1"(有担保/現金担保) "2"(有担保/証券担保)	◎	1	
24	債券形態	—	—	—	—	—	▲		
25	約定時間	4	数字	—	9999	約定時間を照合する場合に設定。指定なしの場合には「0000」を設定。	◎	1000	
26	スタート時限	4	数字	—	9999	決済時限がある場合には時間を設定。指定なしの場合には「即時:0000」を設定。	◎	1300	
27	エンド時限	4	数字	—	9999	決済時限がある場合には時間を設定。指定なしの場合には「即時:0000」を設定。	◎	0000	
28	取引番号	—	英数字	—	x---x	取引を特定する番号(送信者側の任意コード)	◎	A161740010	不一致等での照会用
29	メッセージ欄	—	英数字カナ	—	x---x	メッセージ記入欄	▲	ツイカクジョウブン	

出来通知データ作成に係る留意点

Q 1 : 送信した出来通知データについて取消し又は訂正を行う場合には、どのように対応すればよいでしょうか。

A : 取扱指針では、「証券会社等は、送信済の出来通知データを訂正しようとする場合は、①証券会社等から機関投資家へ電話等により取消しの連絡を行ったうえ、②訂正する出来通知データのみを送信する」とされています。

上記の取扱指針に関し、取消しの連絡を行う際に、取消しの証跡を示す出来通知データを授受する必要がある場合の取扱いについては、以下を参考にしつつ、取引の当事者間で個別に取決めることとなります。

【送信済出来通知データの取消しを行う場合】

出来通知の取消しデータのファイル送信を行う。当該取消しデータは取消し対象の出来通知データと同じ（取引番号も同じ）とし、「メッセージ欄」に、個別明細単位（1行毎）で「cancel」と入力する。取消し対象がレポ取引における個別明細の一部となる場合は、当該個別明細単位で送信する。当該取消しデータのファイル名は、取消しデータのファイル送信であることが容易に識別できるようにする（例：「repo_cancel」、「201202XX_cancel」等）。

【送信済出来通知データの訂正を行う場合】

送信済出来通知データの取消しと同様の作業を行うとともに、訂正後の新規の出来通知データファイルの送信を行う（訂正に伴う新規の出来通知データファイルは、取消しファイルとは別ファイルで送信する。）。取引番号は訂正元の取引番号とは別のものとする（取引番号に枝番を付けている場合は、枝番が変われば問題はない。）。

Q 2 : 出来通知データの授受に Web サービスを利用する場合には、どのような取引をその対象にすればよいでしょうか。

A : 取扱指針においては、対象となる取引を、「機関投資家や信託銀行と証券会社等の間のレポ取引（条件付売買取引及び現金担保付貸借取引）」とし、現時点で(株)証券保管振替機構（以下「保振」といいます）の決済照合システムにおける運用指図サポート対象外型を利用する取引を、Web サービスの利用対象となる典型的な取引と位置づけています。ただし、「本取扱指針の対象となるレポ取引以外の取引についても、当事者間の合意により、出来通知データフォーマットの標準化及び出来通知データの電子的な授受を行うことは可能である」とされています。

したがって、T + 1 決済が主流となる G C レポ取引だけでなく、T + 2 以降の決済となる G C レポ取引や S C レポ取引についても取引の当事者間の合意により Web サービスの対象とすることは可能です。また、レポ取引以外の売買（アウトライト）取引についても、取引の当事者間の合意により、Web サービスを利用することは可能です。（取扱指針別紙 1 において売買取引用のフォーマットも提示しています。）

なお、Web サービスは、あくまで決済照合システム等が利用できない場合における、電子データの代替的かつ暫定的な授受手段と位置付けられています。したがって、現在、決済照合システムやベンダーの電子照合サービスを利用し、出来通知データの授受等を行っている場合には、Web サービスではなく、決済照合システムやベンダーサービスを御利用頂くこととなります。

Q 3 : 「出来通知データのファイル形式は、Excel 形式又は CSV 形式を標準とする。」との記載がありますが、どちらが望ましいか教えてください。

A : Excel 形式では、取引の当事者間において、セルレベルでフォーマットの統一や Rounding（丸め処理）等のルール決めが煩雑になります。また、各社システムにおける互換性を踏まえると、CSV 形式を標準として使用することが望ましいと考えられます。

Q 4 : ファイル名称における「会社名」は、金融機関コード、統一金融機関番号又は証券会社等標準コードを用いるとのことですが、統一することはできませんか。

A : 保振の「決済照合システム利用者コード」（BIC コードがある場合は BIC コード、BIC コードがない場合は、統一金融機関コード、証券会社等標準コードのいずれか、いずれのコードも持たない場合は、決済照合システムが付番する独自コード）が利用者にとってわかりやすく汎用性も高いため、当該コードを用いることを標準としたいと考えています。なお、「決済照合システム利用者コード」は、保振のホームページにおいて確認が可能です。

Q 5 : ファイル名称における「取引区分」は、無担保又は証券担保のいずれの場合も「repo」との設定でよいでしょうか。

A : その理解で問題ありません。なお、無担保、証券担保の場合については、項目「担保区分」で指定することが可能です。

Q 6：ファイル名称における「枝番」は任意とのことですが、どのような数値を付しても問題ないとの認識でよいでしょうか。

A： 「枝番」がユニークであることを前提に、そのような理解で問題ないと考えます。
なお、古いファイルから新しいファイルにかけて昇順で枝番を付す場合には、取引の当事者において出来通知データの受信を認識しやすいと考えます。

Q 7：出来通知データを電子的に授受する場合に、情報セキュリティの確保は重要ですが、Web サービス利用の場合はシステムの的に情報セキュリティが確保されており、ファイルにパスワードを設定する必要はないという理解でよいでしょうか。

A： その理解で問題ありません。Web サービスを利用する場合には、出来通知データ（圧縮した CSV 形式のファイルを含む。）にパスワードを設定する必要はありません。
なお、メールによる授受の場合は、ファイルにパスワードを付与することが標準の取扱いです。

Q 8：出来通知データの授受に電子メールを利用する場合には、パスワードはどのように設定すればよいでしょうか。

A： 取引の当事者間で取り決める内容と考えますが、送信者側においてパスワードを設定することを想定しています。なお、取引の当事者間ごとにこのような取決めを行うことは非常に煩雑な作業になると考えられることから、多くの市場参加者が Web サービスを利用することが望まれます。

Q 9：出来通知データを CSV 形式で作成する場合には、文字列を「” ”」でくくる必要はありますか。

A： 文字列を含め全ての項目を「” ”」でくくることを推奨します。なお、Excel 形式で作成した出来通知データを CSV 形式により保存し直した場合には、文字列が「” ”」でくくられなくなることに御留意ください。

Q10：数値を記入する出来通知データの項目について、その項目の先頭の数値がゼロの場合には、どのように送信するのでしょうか。

A： 「” ”」でくくることを推奨します。

Q11：数値を記入する出来通知データの項目について、表示方法として「999.999999」が指定されているものは、小数点以下も「ゼロ埋めなし」との理解でよいでしょうか。

A： その理解で問題ありません。

Q12：「桁数」欄が「-」となっている項目は、最大桁数の制限はないとの理解でよいでしょうか。

A： 特段の制限はありませんが、通常実務の範囲内の桁数と考えます。

Q13：無担保貸借取引の場合には、「レポ（GC・SC 共通）」の項目定義書における項目について、無関係のものは設定する必要はないとの理解でよいでしょうか。

A： そのような理解で問題ないと考えます。なお、保振の決済照合システムにおいて使用しているフォーマットに合わせて「0」（数字のゼロ）を設定することが望ましいと考えます。

Q14：「SEQ」はユニークであれば飛び番号を使用することは可能ですか。

A： そのような理解で問題ないと考えます。

Q15:「取引業者」について、取引業者コードとして、BIC コード、統一金融機関番号又は証券会社等標準コードを用いるとのことですが、統一することはできませんか。

A: Q4と同様に、保振の「決済照合システム利用者コード」(BIC コードがある場合はBIC コード、BIC コードがない場合は、統一金融機関コード、証券会社等標準コードのいずれか、いずれのコードも持たない場合は、決済照合システムが付番する独自コード)を用いることを標準としたいと考えています。なお、「決済照合システム利用者コード」は、保振のホームページにおいて確認が可能です。

Q16:「信託銀行ファンドNO」は、自己の信託銀行と証券会社が直接取引する場合にのみ設定するとの理解でよいでしょうか。

A: 「信託銀行ファンドNO」は、自己の信託銀行と証券会社が直接取引する場合に限らず、投資信託委託会社等の機関投資家との間で約定し、その後、信託銀行との間で決済を行う取引においても設定する必要があると考えます。

Q17:「銘柄名称」等は「カナ漢字」の設定が可能です。文字コードを決める必要はないでしょうか。

A: 文字コードは、SJIS を標準といたします。

※ SJISコード:日本語文字コードの一つ。Microsoft 社によって策定された。文字の1バイト目を見るだけで漢字か半角英数字か分かる等の特長から、パソコンの標準文字コードとして広く普及した。

Q18:「銘柄名称」は合致項目ではないため、取引の当事者ごとで管理している発行会社名のデータが異なる場合でも問題はないでしょうか。

A: その理解で問題ありません。

Q19:「銘柄名称」等は「カナ漢字」の設定が可能です。一般的に漢字で記載している文字も全てカナ文字で設定しても問題はないでしょうか。

A: その理解で問題ありません。

Q20:「銘柄名称」等において、漢字以外は全て半角で設定しても問題ないでしょうか。

A: 半角と全角が混在した場合でも問題はありません。

Q21:「債券形態」は、必要な項目でしょうか。

A: 「債券形態」は、事実上、振替債及び非課税玉しか存在しない現在では入力不要と思われませんが、将来的に新しい管理形態が採用された場合は、円滑な移行が可能となるよう任意項目として設定しています。

Q22:まとまった1つの取引として管理している複数の取引について出来通知データを送信する場合には、取引番号はどのように設定すればよいでしょうか。

A: 取引番号は取引の単位（レポ取引の場合は複数の個別明細がぶら下がる）になります。同時に複数のレポ取引を組み合わせる場合は、個々のレポ取引ごとに一つの取引番号を設定する（個別明細は同じ取引番号にぶら下がる）こととなります。例えば、200億円のGCレポ取引として、2件のレポ取引（A,B 期間同じ）を合わせて約定し、出来通知を1つのファイルで送信する場合、取引番号は以下の設定が想定されます。【例2】は取引番号について個別明細ごとに枝番を付与したケースです。参加者ごとに体系は異なると考えられますが、訂正等が発生した場合に、取引当事者で取引を迅速に特定できるよう、取引ごとにユニークな体系とすることが必要です。

【例1】

1行目 ('SEQ'=0001)	A取引 (取引番号 0001)	X銘柄 50億円	0.15%
2行目 ('SEQ'=0002)	A取引 (取引番号 0001)	Y銘柄 40億円	0.15%
3行目 ('SEQ'=0003)	B取引 (取引番号 0002)	X銘柄 50億円	0.10%

4 行目 ('SEQ'=0004) B 取引 (取引番号 0002) X 銘柄 50 億円 0.10%
5 行目 ('SEQ'=0005) B 取引 (取引番号 0002) Z 銘柄 10 億円 0.10%

【例 2】

1 行目 ('SEQ'=0001) A 取引 (取引番号 0001-001) X 銘柄 50 億円 0.15%
2 行目 ('SEQ'=0002) A 取引 (取引番号 0001-002) Y 銘柄 40 億円 0.15%
3 行目 ('SEQ'=0003) B 取引 (取引番号 0002-001) X 銘柄 50 億円 0.10%
4 行目 ('SEQ'=0004) B 取引 (取引番号 0002-002) X 銘柄 50 億円 0.10%
5 行目 ('SEQ'=0005) B 取引 (取引番号 0002-003) Z 銘柄 10 億円 0.10%

※ 上記は 1 ファイルに 2 件の取引を設定することを想定している。なお、1 件 1 ファイル (A 取引で 1 ファイル、B 取引で 1 ファイル) で設定することも想定できる。

Q23 : 「メッセージ欄」を常時空白に設定することは問題ないでしょうか。

A : その理解で問題ありません。

Q24 : WI 取引については、当初約定時と銘柄確定時の 2 回とも出来通知データを送信する必要があるのでしょうか。また、「メッセージ欄」は当初約定時と銘柄確定時において、どのように設定すればよいでしょうか。

A : 当初約定時に出来通知データを送信し、入札実施が確認された時点で、改めて銘柄、単価等を追加設定した出来通知データを送信することを想定しています。
なお、「メッセージ欄」の設定については、特段のルールはございません。

以 上

Web サービスに求める機能等

- 以下の項目は、出来通知データ及び照合通知データの電子的な授受の方法として、市場参加者がWebサービスの利用を検討する際に、効率的にWebサービスの利用の判断が出来るように、同サービスに求める機能やサービス提供事業者との間で確認すべき事項について整理したものである。

◎は必須機能、○は標準サービスが望ましい機能、●は確認事項

項目	機能・確認事項
(1) Web の ID 運営管理	<ul style="list-style-type: none"> ●Web の ID 等の管理（各社、各社代表者）はどのように行われるか（運営者自体が行うか、ユーザーで社内の権限管理か）^(注)。 (注) ユーザーの利便面では、運営者が ID 付与、各 ID の権限管理を行うほうが望ましい（異動等の場合の変更負荷が軽い）。 ●ファイル、フォルダーの参照権限はだれが管理設定するか（新規、変更等）^(注)。 (注) 相手先利用者の変更等を機動的に行なう上では、ユーザーにもファイル、フォルダーの参照権限が付与されることが望ましい（管理規定は必要）。
(2) 情報セキュリティの確保	<ul style="list-style-type: none"> ◎情報のセキュリティ確保は担保されていること（暗号化技術、外部機関の認証（SAS70 等）等）。 ○たとえば国内における金融機関のシステム安全基準等に適合していること（FISC 等）。
(3) 運営サポート体制	<ul style="list-style-type: none"> ◎当初、利用開始時の画面設定、参照権限設定等のサポートが適切に行われること。 ●カスタマーサービスによるサポート方法（オンサイト、電話、メールその他） ◎照会（ID 付与者）に対するカスタマーサポートが適切に行われること。 ●ID、セキュリティ、オペレーション、エラー対応等が直接、サポートされるか。
(4) 運営サポート体制（続き）	<ul style="list-style-type: none"> ◎日本語による照会対応が、本邦金融機関の営業日（年末：12月30日まで、年始：1月4日から）、営業時間帯（朝9時から18

	<p>時ころ) をカバーしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本語対応の時間帯 ● 時間外の緊急対応の場合に日本語対応可能か。 <p>○海外を含む複数オフィス・拠点の利用可能なこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● サポート時間帯とサポート言語（日本語、英語）。 ● ユーザーマニュアルは英語、日本語が利用可能か。
(5) 提供機能	<p>○データ送信先(相手)がダウンロードやファイル開封した場合の通知機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 送信者が画面で確認できるか。 <p>○フォルダーへのファイルアップロード機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● オプション利用の場合の追加利用料等。
(6) 障害対応	<p>◎サーバーダウン、回線障害等、障害発生時のサポートや代替策。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● リカバリーに要する時間はどの程度必要と想定しているか（同一センター内での障害発生の場合、拠点切り替えの場合等、実務影響確認のため）。 ● 過去の障害発生事例はあるか。 ● 可用性（例えば 99.5%以上）の保証外として想定される事象（0.5%）はどのような事象か。
(7) 利用コスト試算	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用コスト（課金体系）はどのように設定されるか（固定、従量制等）^(注)。 <p>(注) Web サービスの利用者全体で、利用データ容量上限管理できないため、利用者の公平性を確保する上で、ID 当たりの利用データ容量上限（例えば 10MB）設定が望ましい。</p>
(8) その他	<p>◎事業者がサービス内容の変更（料金変更等）や、停止する場合、事前通知期間（停止の場合は 1 年前等）が確保されていること。</p>

以 上

照合通知データフォーマット(項目定義書)

【CSV形式】

項番	項目名称	桁数	タイプ	単位	表示方法	セット内容	設定方法 (◎必須、▲任意 設定)	サンプル	備考
1	SEQ	4	数字	—	9999	送信ファイル内のSEQ番号	◎	0001	
2	取引業者	4	数字	—	9999	日銀ネット上の「金融機関等コード」	◎	0324	決済代行先へ送付する場合、取引業者欄には実際の決済相手(項番7「貴社国債決済口座」の頭4桁)
3	受渡日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引の受渡日	◎	20100706	
4	明細・合計区分	1	数字	—	9	ネットティング後の合計は「1」 ネットティング元の明細は「2」	◎	1	
5	保有形態	1	数字	—	9	固定値:1	◎	1	1=振込
6	貴社資金決済口座	7	数字	—	9999999	日銀当座預金コード	◎ (備考欄参照)	1234001	項番13「資金決済金額」がゼロになる取引の場合には任意設定。(国債決済のみのデータとなるため照合対象外項目。)
7	貴社国債決済口座	8	数字	—	99999999	日銀国債決済コード	◎ (備考欄参照)	12340001	項番14「国債決済金額」がゼロになる取引の場合には任意設定。(資金決済のみのデータとなるため照合対象外項目。)
8	当社資金決済口座	7	数字	—	9999999	日銀当座預金コード	◎ (備考欄参照)	7890001	項番13「資金決済金額」がゼロになる取引の場合には任意設定。(国債決済のみのデータとなるため照合対象外項目。)
9	当社国債決済口座	8	数字	—	99999999	日銀国債決済コード	◎ (備考欄参照)	78900001	項番14「国債決済金額」がゼロになる取引の場合には任意設定。(資金決済のみのデータとなるため照合対象外項目。)
10	照会番号	—	英数字	—	x→x	作成側での自動採番(同じ番号であれば同一ネットティングに対してという意)	◎	60545000	不一致等での照会
11	貴社決済種別	1	数字	—	9	1. 資金受取、2. 資金支払、 3. DVP(売)、4. DVP(買)、 5. FOP(売)、6. FOP(買)、 7. 資金受取・FOP(買)、8. 資金支払・FOP(売)、 9. 資金・国債とも決済なし	◎	3	
12	決済時限	4	数字	—	9999	決済時限がある場合には時間を設定。指定なしの場合には「即時・0000」を設定。	◎	1500	
13	資金決済金額	—	数字	円	9→9	該当取引の資金決済金額(正数で表示)	◎	1010000000	頭ゼロ埋めなし。項番11「貴社決済種別」が「5」、「6」、「9」である場合は、0(ゼロ)とする。
14	国債決済金額	—	数字	円	9→9	該当取引の国債決済金額(正数で表示)	◎	1000000000	頭ゼロ埋めなし。項番11「貴社決済種別」が「1」、「2」、「9」である場合は、0(ゼロ)とする。
15	信託銀行ファンドNO	—	英数字	—	x→x	ファンド番号19桁で左詰め 信託銀行との取引の場合必須	対信託取引◎ (それ以外▲)	ABCDEFHGI5000000001	
16	銘柄名称	—	英数字+漢字	—	k→k	銘柄名称	▲	利国債10年297カイ	
17	銘柄コード	12	英数字	—	x→x	ISINコード(12桁)	◎	JP11029718C3	
18	約定日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引の約定日	▲	20100704	項番4「明細・合計区分」が「1」であるデータの場合には任意設定。(ブック8桁セット有無についても任意。ネットティング後の合計データにおいては照合対象外項目。)
19	(記事(国債払出先関係者1))BIC	11	英数字	—	x→x	BICコード左詰め 非居住者(BICコードを利用しない等の非居住者を除く。)の場合設定	▲	DDDDDEFF	
20	(記事(国債払出先関係者1))BIC以外	35	数字	—	9→9	金融機関の場合は4桁の統一金融機関番号、証券会社は4桁の証券会社等標準コードを左詰で設定 非居住者の場合においてBICコードを利用しない等の場合は「保振統一ファンドコード」を左詰で設定 信託勘定等の場合は「ファンド番号」を左詰で設定	▲	1234	
21	(記事(国債払出先関係者1))コード設定主体	35	英数字	—	x→x	統一金融機関番号の場合は「BA」、証券会社等標準コードの場合は「SC」を設定 非居住者の場合においてBICコードを利用しない等の場合は「NR」を設定 信託勘定等の場合は「FN」を設定	▲	BA	
22	(記事(国債払出先関係者1))口座情報	35	英数字カナ	—	x→x	当事者間で合意した内容を記入	▲	5000000001	
23	(記事(国債受入先関係者1))BIC	11	英数字	—	x→x	BICコード左詰め 非居住者(BICコードを利用しない等の非居住者を除く。)の場合設定	▲	DDDDDEFF	
24	(記事(国債受入先関係者1))BIC以外	35	数字	—	9→9	金融機関の場合は4桁の統一金融機関番号、証券会社は4桁の証券会社等標準コードを左詰で設定 非居住者の場合においてBICコードを利用しない等の場合は「保振統一ファンドコード」を左詰で設定 信託勘定等の場合は「ファンド番号」を左詰で設定	▲	1234	
25	(記事(国債受入先関係者1))コード設定主体	35	英数字	—	x→x	統一金融機関番号の場合は「BA」、証券会社等標準コードの場合は「SC」を設定 非居住者の場合においてBICコードを利用しない等の場合は「NR」を設定 信託勘定等の場合は「FN」を設定	▲	FN	
26	(記事(国債受入先関係者1))口座情報	35	英数字カナ	—	x→x	当事者間で合意した内容を記入	▲	5000000001	
27	メッセージ欄	—	英数字カナ	—	x→x	メッセージ記入欄	▲	ツイカクジョクブン	
28	備考欄	—	英数字カナ	—	x→x	作成者が必要とする事項について記入	▲	5000000001	
29	決済代行委託元(受方)	—	英数字カナ	—	x→x	当事者間で合意した内容を記入	▲	SC1234	
30	決済代行委託元(渡方)	—	英数字カナ	—	x→x	当事者間で合意した内容を記入	▲	BA9876	本項を使用する場合、日銀電文上にセットする記事の内容を記入するなど当事者間で合意した方法で、決済代行委託元を特定。

(現行)

【CSV形式】

項番	項目名称	桁数	タイプ	単位	表示方法	セット内容	設定方法 (◎必須、▲任意設定)	サンプル	備考
1	SEQ	4	数字	—	9999	送信ファイル内でのSEQ番号	◎	0001	
2	取引業者	4	数字	—	9999	日銀ネット上の「金融機関等コード」	◎	0324	決済代行先へ送付する場合、取引業者欄には実際の決済相手(項番7「貴社国債決済口座」の頭4桁)
3	受渡日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引の受渡日	◎	20100706	
4	明細・合計区分	1	数字	—	9	ネットティング後の合計は「1」 ネットティング元の明細は「2」	◎	1	
5	保有形態	1	数字	—	9	固定値:1	◎	1	1=振決
6	貴社資金決済口座	7	数字	—	9999999	日銀当座預金コード	◎ (備考欄参照)	1234001	項番13「資金決済金額」がゼロになる取引の場合には任意設定。(国債決済のみのデータとなるため照合対象外項目。)
7	貴社国債決済口座	8	数字	—	99999999	日銀国債決済コード	◎ (備考欄参照)	12340001	項番14「国債決済金額」がゼロになる取引の場合には任意設定。(資金決済のみのデータとなるため照合対象外項目。)
8	当社資金決済口座	7	数字	—	9999999	日銀当座預金コード	◎ (備考欄参照)	7890001	項番13「資金決済金額」がゼロになる取引の場合には任意設定。(国債決済のみのデータとなるため照合対象外項目。)
9	当社国債決済口座	8	数字	—	99999999	日銀国債決済コード	◎ (備考欄参照)	78900001	項番14「国債決済金額」がゼロになる取引の場合には任意設定。(資金決済のみのデータとなるため照合対象外項目。)
10	照会番号	—	英数字	—	x---x	作成側での自動採番 (同じ番号であれば同一ネットティングに対してという意)	◎	60545000	不一致等での照会用
11	貴社決済種別	1	数字	—	9	1. 資金受取、2. 資金支払、 3. DVP(売)、4. DVP(買)、 5. FOP(売)、6. FOP(買)、 7. 資金受取・FOP(買)、8. 資金支払・FOP(売)、 9. 資金・国債とも決済なし	◎	3	
12	決済時限	4	数字	—	9999	決済時限がある場合には時間を設定。指定なしの場合には「即時:0000」を設定。	◎	1500	
13	資金決済金額	—	数字	円	9---9	該当取引の資金決済金額(正数で表示)	◎	1010000000	頭ゼロ埋めなし。項番11「貴社決済種別」が「5」、「6」、「9」である場合は、0(ゼロ)とする。
14	国債決済金額	—	数字	円	9---9	該当取引の国債決済金額(正数で表示)	◎	1000000000	頭ゼロ埋めなし。項番11「貴社決済種別」が「1」、「2」、「9」である場合は、0(ゼロ)とする。
15	信託銀行ファンドNO	—	英数字	—	x---x	ファンド番号19桁で左詰め 信託銀行との取引の場合必須	対信託取引◎ (それ以外▲)	ABCDEFGHI5000000001	
16	銘柄名称	—	英数字+漢字	—	k---k	銘柄名称	▲	利国債10年297カイ	
17	銘柄コード	9	数字	—	999999999	日銀銘柄コード(9桁)	◎	111029700	
18	約定日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引の約定日	▲	20100704	項番4「明細・合計区分」が「1」であるデータの場合には任意設定。(プランク8桁セット有無についても任意。ネットティング後の合計データにおいては照合対象外項目。)
19	記事欄	—	英数字	—	x---x	通常の決済データにセットしている記事欄をそのまま使用する。 (決済代行を利用している場合も決済代行委託元の情報 セット仕様※あり)	対信託取引◎ (それ以外▲)	***現状通り***	決済代行を利用している場合、3~9桁目および18~24桁目へ、決済代行委託元のコードセットなどを行う。(本項、または項番22か項番23への設定を行うなどの方法で、決済代行委託元を特定)
20	メッセージ欄	—	英数字カナ	—	x---x	メッセージ記入欄	▲	ツイカヤクジョウブン	
21	備考欄	—	英数字カナ	—	x---x	作成者が必要とする事項について記入	▲	5000000001	
22	決済代行委託元(受方)	—	英数字カナ	—	x---x	当事者間で合意した内容を記入	▲	SC1234	
23	決済代行委託元(渡方)	—	英数字カナ	—	x---x	当事者間で合意した内容を記入	▲	BA9876	本項を使用する場合、日銀電文上にセットする記事の「B」または「O」の部分を除いたものを記入するなど当事者間で合意した方法で、決済代行委託元を特定。

照合通知データ(設定例)

【前提】

決済当事者A(信託銀行:日銀ネット上の「金融機関等コード」:1234)と決済当事者B(証券会社:日銀ネット上の「金融機関等コード」:7890)との間の3月10日の決済における相対ネットリング照合通知の事例。

なお、3月10日受渡の取引は以下の通り(ファンドABCDEFGHI5000000001は信託口I、ABCDEFGHI5000000002は信託口IIのファンド、信託銀行Aは購入時ITCを使用)

A渡し受けの取引				B渡し受けの取引			
約定日	銘柄	額面(千円)	受渡金額(円)	約定日	銘柄	額面(千円)	受渡金額(円)
3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	5,000,000	5,200,000,000	3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	5,000,000	5,000,000,000
3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	5,000,000	5,100,000,000	3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	5,000,000	4,900,000,000
3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	5,000,000	4,900,000,000	3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	4,500,000	4,400,000,000
3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	4,000,000	4,100,000,000	3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	3,500,000	3,400,000,000
3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	3,000,000	3,100,000,000	3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	1,000,000	900,000,000
3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	2,500,000	2,600,000,000	3月9日	利付国庫債券(10年)第297回	1,000,000	1,100,000,000
3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	2,500,000	2,400,000,000	3月8日	国庫短期証券第165回	5,000,000	5,000,000,000
3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	1,500,000	1,400,000,000	3月8日	国庫短期証券第165回	4,000,000	4,000,000,000
3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	500,000	600,000,000				
3月8日	国庫短期証券第165回	5,000,000	5,000,000,000				
3月8日	国庫短期証券第165回	5,000,000	5,000,000,000				

決済当事者A→決済当事者Bへ送付するネットリング通知データの設定例

SEQ	取引業者	受渡日	明細・会計区分	保有形態	貴社資金決済口座	貴社国債決済口座	貴社国債決済口座	貴社国債決済口座	照会番号	貴社決済種別	決済期限	資金決済金額	国債決済金額	信託銀行ファンドNO	銘柄名称	銘柄コード	約定日	記事欄	メッセージ欄	備考欄	決済代行委託元(受方)	決済代行委託元(渡方)
0001	7890	20110310	1	1	7890001	7890001	1234001	12340101	60545690	2	1500	200000000	0	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700						
0002	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340101	60545690	4	1500	5200000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCEFGHI5000000001				
0003	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340001	60545690	3	1500	5000000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	BABCEFGHI5000000001				
0004	7890	20110310	1	1	7890001	7890001	1234001	12340101	60545691	2	1500	200000000	0	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700						
0005	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340101	60545691	4	1500	5100000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCEFGHI5000000001				
0006	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340001	60545691	3	1500	4900000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	BABCEFGHI5000000001				
0007	7890	20110310	1	1	7890001	7890001	1234001	12340201	60545692	9	1500	0	0	ABCDEFGHI5000000002	短期証券165回	161001650						
0008	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340201	60545692	4	1500	5000000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000002	短期証券165回	161001650	20110308	OABCEFGHI5000000002				
0009	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340001	60545692	3	1500	5000000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000002	短期証券165回	161001650	20110308	BABCEFGHI5000000002				
0010	7890	20110310	1	1	7890001	7890001	1234001	12340101	60545703	4	1500	2300000000	2000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700						
0011	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340101	60545703	4	1500	4900000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCEFGHI5000000001				
0012	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340101	60545703	4	1500	4100000000	4000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCEFGHI5000000001				
0013	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340101	60545703	4	1500	3100000000	3000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCEFGHI5000000001				
0014	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340001	60545703	3	1500	4400000000	4500000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	BABCEFGHI5000000001				
0015	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340001	60545703	3	1500	3400000000	3500000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	BABCEFGHI5000000001				
0016	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340001	60545703	3	1500	900000000	1000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110309	BABCEFGHI5000000001				
0017	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340001	60545703	3	1500	1100000000	1000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110309	BABCEFGHI5000000001	フィクション			
0018	7890	20110310	1	1	7890001	7890001	1234001	12340201	60545705	4	1500	1000000000	1000000000	ABCDEFGHI5000000001	短期証券165回	161001650						
0019	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340201	60545705	4	1500	5000000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	短期証券165回	161001650	20110308	OABCEFGHI5000000002				
0020	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340001	60545705	3	1500	4000000000	4000000000	ABCDEFGHI5000000001	短期証券165回	161001650	20110308	BABCEFGHI5000000002				

決済当事者B→決済当事者Aへ送付するネットリング通知データの設定例

SEQ	取引業者	受渡日	明細・会計区分	保有形態	貴社資金決済口座	貴社国債決済口座	貴社国債決済口座	貴社国債決済口座	照会番号	貴社決済種別	決済期限	資金決済金額	国債決済金額	信託銀行ファンドNO	銘柄名称	銘柄コード	約定日	記事欄	メッセージ欄	備考欄	決済代行委託元(受方)	決済代行委託元(渡方)
0001	1234	20110310	1	1	1234001	12340101	7890001	78900001	50234000	1	1500	200000000	0	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700						
0002	1234	20110310	2	1	1234001	12340001	7890001	78900001	50234000	4	1500	5000000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	BABCEFGHI5000000001				
0003	1234	20110310	2	1	1234001	12340101	7890001	78900001	50234000	3	1500	5200000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCEFGHI5000000001				
0004	1234	20110310	1	1	1234001	12340101	7890001	78900001	50234002	1	1500	200000000	0	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700						
0005	1234	20110310	2	1	1234001	12340001	7890001	78900001	50234002	4	1500	4900000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	BABCEFGHI5000000001				
0006	1234	20110310	2	1	1234001	12340101	7890001	78900001	50234002	3	1500	5100000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCEFGHI5000000001				
0007	1234	20110310	1	1	1234001	12340201	7890001	78900001	50234004	9	1500	0	0	ABCDEFGHI5000000002	短期証券165回	161001650						
0008	1234	20110310	2	1	1234001	12340001	7890001	78900001	50234004	4	1500	5000000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000002	短期証券165回	161001650	20110308	BABCEFGHI5000000002				
0009	1234	20110310	2	1	1234001	12340201	7890001	78900001	50234004	3	1500	5000000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000002	短期証券165回	161001650	20110308	OABCEFGHI5000000002				
0010	1234	20110310	1	1	1234001	12340101	7890001	78900001	50234101	3	1500	2300000000	2000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCEFGHI5000000001				
0011	1234	20110310	2	1	1234001	12340001	7890001	78900001	50234101	4	1500	4400000000	4500000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	BABCEFGHI5000000001				
0012	1234	20110310	2	1	1234001	12340001	7890001	78900001	50234101	4	1500	3400000000	3500000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	BABCEFGHI5000000001				
0013	1234	20110310	2	1	1234001	12340001	7890001	78900001	50234101	4	1500	900000000	1000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110309	BABCEFGHI5000000001				
0014	1234	20110310	2	1	1234001	12340001	7890001	78900001	50234101	4	1500	1100000000	1000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110309	BABCEFGHI5000000001	フィクション			
0015	1234	20110310	2	1	1234001	12340101	7890001	78900001	50234101	3	1500	4900000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCEFGHI5000000001				
0016	1234	20110310	2	1	1234001	12340101	7890001	78900001	50234101	3	1500	4100000000	4000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCEFGHI5000000001				
0017	1234	20110310	2	1	1234001	12340101	7890001	78900001	50234101	3	1500	3100000000	3000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCEFGHI5000000001				
0018	1234	20110310	1	1	1234001	12340201	7890001	78900001	50234102	3	1500	1000000000	1000000000	ABCDEFGHI5000000002	短期							

YYYY年 MM月 DD日

XXXXXXXX 御中

会社名	XXXX
部署名	XXXX
TEL	XXXX
FAX	XXXX
TEL (2)	XXXX
FAX (2)	XXXX

国債のネットィングに係る照合通知書

日本証券業協会の「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の「IV. ニ当事者間におけるネットィングに関するガイドライン」に基づき、貴社と当社の間で行う国債決済のネットィングの内容を確認するため、本通知書を御送付致しますので、内容を御確認下さい。

受渡日YYYY年MM月DD日

貴社資金決済口座		当社資金決済口座	
金融機関名		金融機関名	
口座名称		口座名称	
口座番号		口座番号	

保有形態	振替国債
------	------

ネットィング明細			原約定明細					
ネットィング No.	貴社の 支払/受取	受渡金額 (円)	銘柄名	貴社証券受入取引	決済方法	支払受渡金額	約定日	額面 (千円)
				貴社証券引渡取引	決済方法	受入受渡金額	約定日	額面 (千円)
1	支払	AA, AAA, AAA	123利付国庫債券	買	DVP	B, BBB, BBB, BBB	YYYY-MM-DD	b, bbb, bbb
				貸	DVP	C, CCC, CCC, CCC	YYYY-MM-DD	C, CCC, CCC
2				取引区分を記載 例) 買…取引先の買 売…取引先の売 貸…取引先の貸付 借…取引先の借入 貸返…取引先の貸付返済 借返…取引先の借入返済				
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

<記入例>日銀当座を原則とし、市中銀行口座は適宜、記入欄を増やして利用する。

照合通知データ作成に係る留意点

Q 1 : 「照合通知データのファイル形式は、Excel 形式又は CSV 形式を標準とする。」との記載がありますが、どちらが望ましいか教えてください。

A : Excel 形式では、取引の当事者間において、セルレベルでフォーマットの統一や Rounding (丸め処理) 等のルール決めが煩雑になります。また、各社システムにおける互換性を踏まえると、CSV 形式を標準として使用することが望ましいと考えられます。

Q 2 : ファイル名称における「枝番」は任意とのことですが、どのような数値を付しても問題ないとの認識でよいでしょうか。

A : 「枝番」がユニークであることを前提に、そのような理解で問題ないと考えます。
なお、古いファイルから新しいファイルにかけて昇順で枝番を付す場合には、取引の当事者において照合通知データの受信を認識しやすいと考えます。

Q 3 : 照合通知データを電子的に授受する場合に、情報セキュリティの確保は重要ですが、Web サービス利用の場合は系統的に情報セキュリティが確保されており、ファイルにパスワードを設定する必要はないという理解でよいでしょうか。

A : その理解で問題ありません。Web サービスを利用する場合には、照合通知データ (圧縮した CSV 形式のファイルを含む。) にパスワードを設定する必要はありません。なお、メールによる授受の場合は、ファイルにパスワードを付与することが標準の取扱いです。

取扱指針 2. ④「セキュリティ」参照

Q 4 : 照合通知データの授受に電子メールを利用する場合には、パスワードはどのように設定すればよいでしょうか。

A : 取引の当事者間で取り決める内容と考えますが、送信者側においてパスワードを設定することを想定しています。なお、取引の当事者間ごとにこのような取決めを

行うことは非常に煩雑な作業になると考えられることから、多くの市場参加者が Web サービスを利用することが望まれます。

Q 5 : 信託銀行へ照合通知データを送信する場合に、同信託銀行が決済を行っているファンドごとに同データを分割して送信する必要がありますか。

A : 信託銀行が決済を行っている全てのファンドの照合通知データを、まとめて1つのファイルで送信することを想定しています。したがって、ファンドごとに同データを分割して送信する必要はありません。

Q 6 : 照合通知データを GSV 形式で作成する場合には、文字列を「" ”」でくくる必要がありますか。

A : 文字列を含め全ての項目を「" ”」でくくることを推奨します。なお、Excel 形式で作成した照合通知データを GSV 形式により保存し直した場合には、文字列が「" ”」でくくられなくなることに御留意ください。

Q 7 : 数値を記入する照合通知データの項目について、その項目の先頭の数値がゼロの場合には、どのように送信するのでしょうか。

A : 「" ”」でくくることを推奨します。

Q 8 : 「桁数」欄が「-」となっている項目は、最大桁数の制限はないとの理解でよいでしょうか。

A : 特段の制限はありませんが、通常実務の範囲内の桁数と考えます。

Q 9 : 「SEQ」はユニークであれば飛び番号を使用することは可能ですか。

A : そのような理解で問題ないと考えます。

Q10 : 「明細・合計区分」を設定する場合に留意する点は何ですか。

A : 「合計」行を先に設定し、次に同「合計」の内訳として「明細」行を設定してください。なお、「合計」行の次に異なる取引の「明細」行が混在しないよう御留意ください。

Q11 : 「保有形態」は、必要な項目でしょうか。

A : 「保有形態」は、事実上、振替債しか存在しない現在では入力不要と思われますが、将来的に新しい管理形態が採用された場合は、円滑な移行が可能となるよう任意項目として設定しています。

Q12 : 「信託銀行ファンドNO」は、決済照合システムで使用している統一ファンドコードのうち、取引の当事者が付番する個別のファンドコード（最大 19 桁）を設定することでよいでしょうか。

A : そのような理解で問題ないと考えます。

Q13 : 「銘柄名称」等は「カナ漢字」の設定が可能ですが、文字コードを決める必要はないでしょうか。

A : 文字コードは、SJIS を標準といたします。

※ SJIS コード : 日本語文字コードの一つ。Microsoft 社によって策定された。文字の 1 バイト目を見るだけで漢字か半角英数字か分かる等の特長から、パソコンの標準文字コードとして広く普及した。

Q14 : 「銘柄名称」は合致項目ではないため、取引の当事者ごとで管理している発行会社名のデータが異なる場合でも問題はないでしょうか。

A : その理解で問題ありません。

Q15:「銘柄名称」等は「カナ漢字」の設定が可能です。一般的に漢字で記載している文字も全てカナ文字で設定しても問題はないでしょうか。

A: その理解で問題ありません。

Q16:「銘柄名称」等において、漢字以外は全て半角で設定しても問題ないでしょうか。

A: 半角と全角が混在した場合でも問題はありません。

Q17:「メッセージ欄」と「備考欄」について、想定されているセット内容の具体例を教えてください。

A: 例えば、「メッセージ欄」は、追加・修正等を行うために照合通知データを再度、取引相手方に送信する場合の注記として利用できます。また、「備考欄」につきましては、「作成者が必要とする事項について記入」することとしており、自己（作成者）口座における取引である旨を記入することに利用できます。

Q18:「メッセージ欄」を常時空白に設定することは問題ないでしょうか。

A: その理解で問題ありません。

Q19: WI 取引については、当初約定時と銘柄確定時の2回とも照合通知データを送信する必要があるのでしょうか。また、「メッセージ欄」は当初約定時と銘柄確定時において、どのように設定すればよいでしょうか。

A: 当初約定時に照合通知データを送信し、入札実施が確認された時点で、改めて銘柄、単価等を追加設定した照合通知データを送信することを想定しています。
なお、「メッセージ欄」の設定については、特段のルールはございません。

以 上

2015年3月30日

銘柄後決めレポ取引におけるバスケットについて

銘柄後決めレポ取引におけるバスケットの具体的な内容は、制度開始（決済期間短縮化の実施）前の一定の時期に市場関係者との協議を経て正式に決定されることとなるが、制度開始に向けた市場参加者及びインフラにおける準備作業の円滑化を図る観点から、担保後決め方式GCレポ取引手法検討会において、担保管理インフラが備えるべき機能及び制度開始時に設定するバスケットとして現時点で想定される内容について以下のとおり整理した。

1. 担保管理インフラの機能について

(1) 設定可能なバスケットの範囲について

担保管理インフラにおけるバスケット設定に係るシステムの仕様は、これまでのWG・検討会における議論及びそれらを踏まえて「国債取引の決済期間の短縮化に向けたグランドデザイン」及びJSCCの「銘柄後決めレポ取引の清算業務に係る制度要綱」において例示されたバスケットが実現可能となるものとし、具体的には以下のとおりとする。

① 特定のバスケット銘柄コードに対し、1又は2以上の国債名称（※）を設定する。

※ 現状で対象となる国債名称は、利付国庫債券（2年）、利付国庫債券（5年）、利付国庫債券（10年）、利付国庫債券（20年）、利付国庫債券（30年）、利付国庫債券（40年）、利付国庫債券（変動・15年）、国庫短期証券、分離利息振替国債（ストリップス債については分離元本振替国債もあわせて設定する）。

② ①で設定した国債名称について、国債名称ごとに残存年限条件（※）による絞込みを可能とする。

※ 償還期日が割当日の〇年後の応当日（休日は除外しない。応当日がない場合は応当月の月末日。）までに到来する銘柄に限定する条件。

③ ①で設定していない国債名称の個別銘柄を追加する又は①で設定した国債名称のうち特定の個別銘柄を除外する（※）ことを可能とする。

※ 例えば、利付国庫債券（変動・15年）のうち第1回～第7回を除外するなど。

(2) バスケットに含まれる個別銘柄情報について

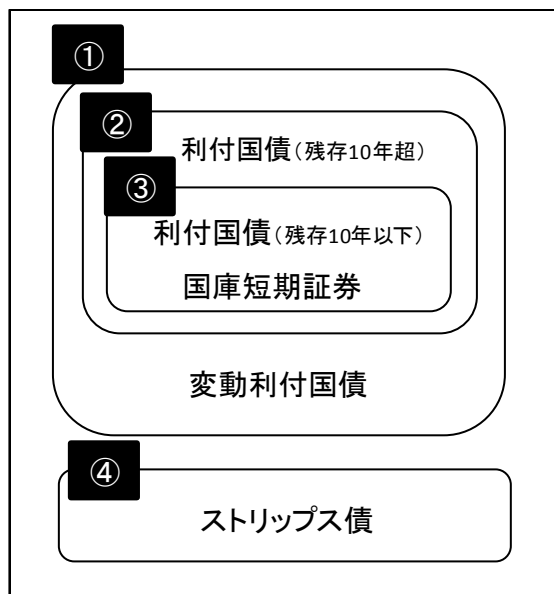
バスケットに含まれる個別銘柄の情報については、毎営業日の夕方（18:30～）、翌々営業日の銘柄割当てにおいて適用される個別銘柄の一覧（※）を担保管理インフラのWeb端末から取得可能とする。

※ 翌営業日の午後2時以降に提出する割当可能残高通知で使用可能な個別銘柄の一覧。なお、バスケットに含まれる個別銘柄は、新規発行、償還及び利払日の到来（残存年限条件を設定する場合はこれらに加えて残存年限）といった変動要素により日々変動し得る。

2. 現時点で想定する銘柄後決めレポ取引開始当初のバスケットについて

これまでのWG・検討会における議論を踏まえ、銘柄後決めレポ取引の制度開始当初に設定するバスケットは以下の内容を基本とし、制度開始前の一定の時期に市場関係者との協議を経て正式に決定する。

なお、担保管理インフラにおいては、制度開始後も市場関係者を交えて定期的にバスケットの内容の見直しを検討することとする。



バスケット		①	②	③	④
利付国債 (変動利付国債・物価連動国債除く。)	残存10年超	○	○		
	残存10年以下	○	○	○	
国庫短期証券		○	○	○	
変動利付国債		○			
ストリップス債					○

※ 上記①～③のように、包含関係にあるバスケットが併存する場合には、より銘柄の範囲の小さいバスケットから優先して（③→②→①の順で）銘柄割当てを行う。

※ 市場環境の変化に応じて、ネットィングの効率性にも配慮しつつ、残存20年以下（又は残存30年以下）の利付国債及び国庫短期証券を対象とするバスケットを追加することも考えられる。（①：利付国債・国庫短期証券・変動利付国債、②：利付国債・国庫短期証券、③：利付国債（残存20年 or 30年以下）・国庫短期証券、④：利付国債（残存10年以下）・国庫短期証券）

※ 将来的に物価連動国債を銘柄後決めレポ取引の対象とする場合には、上記④と同様の単独のバスケットとすることが想定される。

3. バスケットの名称について

バスケットの名称及びコードについては、今後、証券コード協議会と協議のうえ決定することとなるが、名称については、「国債バスケット」の次に括弧書きで対象を付すことを基本とする。

＜バスケットの名称例＞

銘柄名称	略称	対象となる国債名称／残存年限条件	備考
国債バスケット（利付国債・変動利付国債・国庫短期証券）	国債バスケット(利国/変国/TDB) JGBB(Large)	利付国庫債券（2年）、利付国庫債券（5年）、 利付国庫債券（10年）、利付国庫債券（20年）、 利付国庫債券（30年）、利付国庫債券（40年）、 利付国庫債券（変動・15年）、 国庫短期証券	上記①の名称例
国債バスケット（利付国債・国庫短期証券）	国債バスケット(利国/TDB) JGBB(FixedRate)	利付国庫債券（2年）、利付国庫債券（5年）、 利付国庫債券（10年）、利付国庫債券（20年）、 利付国庫債券（30年）、利付国庫債券（40年）、 国庫短期証券	上記②の名称例
国債バスケット（利付国債残存10年以下・国庫短期証券）	国債バスケット(利国 U10/TDB) JGBB(U10/TDB)	利付国庫債券（2年）、利付国庫債券（5年）、 利付国庫債券（10年）、 利付国庫債券（20年）／残存10年以下、 利付国庫債券（30年）／残存10年以下、 利付国庫債券（40年）／残存10年以下、 国庫短期証券	上記③の名称例
国債バスケット（分離元本振替国債・分離利息振替国債）	国債バスケット(分離国債) JGBB(STRIPS)	分離元本振替国債、分離利息振替国債	上記④の名称例

※ 略称の下段は英文略称のイメージ。

※ 将来的に物価連動国債を銘柄後決めレポ取引の対象とする場合には、銘柄名称：国債バスケット（物価連動国債）、略称：国債バスケット（物価連動）、英文略称：JGBB(TIPS)とすることが想定される。

以 上

新現先取引への対応時期に関する考え方について

(銘柄後決め GC レポ取引 (CCP 利用))

- 銘柄後決め GC レポ取引 (CCP 利用) (以下「後決め GC レポ (CCP 利用)」) については、銘柄後決め GC レポ清算・銘柄割当システムの C/O と新現先対応は同時となる前提。

(SC レポ・銘柄先決め GC レポ等)

- SC レポや銘柄先決め GC レポ取引など後決め GC レポ取引 (CCP 利用) 以外の取引についても、市場全体の移行コスト抑制の観点から、GC レポ取引 (CCP 利用) の開始日にあわせて、基本的に新規約定分を新現先 (注) とするとともに、リスク分散の観点から、対応可能な場合は、同開始日前に切り替えを行うことを慫慂することとしてはどうか (ただし、切替日前に約定した現担レポ方式のターム物取引については、エンド期日まで同じ取引形態とする想定)。
 - 市場全体としてのコスト負担の観点からは、後決め GC レポの取引開始日と、SC・銘柄先決めレポの取引開始日の乖離 (並存期間) が大きくなるほど、システム等について 2 重投資を要する期間が長期化する。特に新現先対応にかかるシステム開発に相応の規模が見込まれる場合は、並存期間が長期化する可能性がある。
 - 切り替え後の新現先取引においても、基本契約においてオプション条項とされているサブステイテューションやリプライシング等を行わない取引も可能とする想定。
 - 切替日以降も、株式の担保取引等における有価証券貸借取引 (新現先以外の取引形態) は残る想定。
 - なお、新現先への切り替えに際しては、予め、週末等において市場参加者間でシステム・手順等を確認する機会 (RT) を設けることを検討する。

(参考：現時点で新現先に対応していない市場参加者の対応時期に関する整理)

後決め GC レポ (CCP) 開始時期との関係	メリット	デメリット
① 開始前に移行	<ul style="list-style-type: none"> 国債決済期間短縮化の他の作業とタイミングを分けることによる移行リスクの分散が可能となりうる。 後決め GC レポ (CCP 利用) の開始前に、新現先取引対応のための習熟度を高めることが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 後決め GC レポ (CCP 利用) とそれ以外のレポ取引について、異なるタイミングで対応することとなるため、対応負担が重複しうる。
② 開始と同時に移行	<ul style="list-style-type: none"> 対応準備について、後決め GC レポ (CCP 利用) と一元的に作業することにより、市場全体としての対応コスト抑制に繋がらうる。 	<ul style="list-style-type: none"> 国債決済期間短縮化の他の作業とタイミングが同時となるため、移行リスクが相対的に大きい。
③ 開始後に移行	<ul style="list-style-type: none"> 国債決済期間短縮化の他の作業と分割することでリスク分散が可能となりうる 	<ul style="list-style-type: none"> 新現先と現担レポの並存期間が長引くことで、市場全体として2重投資のためのコストが嵩みうる。